

官報

号外
平成十八年四月十二日

○第百六十四回 参議院会議録第十五号

平成十八年四月十二日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十五号

平成十八年四月十二日

午前十時開議

- 第一 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件
- 第二 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)
- 第四 消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 一、学校教育法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。
この際、日程に追加して、

平成十八年四月十二日 参議院会議録第十五号

学校教育法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。小坂文部科学大臣。

〔国務大臣小坂憲次君登壇、拍手〕

○国務大臣(小坂憲次君) おはようございます。学校教育法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、児童生徒等の障害の重複化や多様化に伴い、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の実施や、学校と福祉、医療、労働等の関係機関との連携がこれまで以上に求められております。

この法律案は、このような状況にかんがみ、児童生徒等の個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行う観点から、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校の制度を創設するとともに、小中学校等における特別支援教育を推進することにより、障害のある児童生徒等の教育の一層の充実を図るものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、盲学校、聾学校、養護学校の区分を廃止して、複数の障害種別に対応した教育を実施することができるとする特別支援学校とし、特別支援学校においては、その学校に在籍する児童生徒等に対する教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育に関し、必要な助言又は援助を行うよう努めることとするものであります。

第二に、小中学校等においては、その学校に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対し、障害による困難を克服するための教育を行うこととするものであります。

第三に、盲学校、聾学校、養護学校ごとの教員の免許状を特別支援学校の教員の免許状とし、その授与の要件等を定めるものであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。神本美恵子君。

〔神本美恵子君登壇、拍手〕

○神本美恵子君 私は、民主党・新緑風会を代表し、ただいま議題となりました学校教育法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

質問に入る前に、私が出会ったすばらしい子供たちの話をさせていただきます。

小学校一年生を担任したとき、そのクラスには言葉が発しないT君という自閉症の子がいました。一年生も終わりに近づいた三学期のある日の朝、教室は異様に静まり返っていました。その日の直直さんとして、T君がみんなの健康調べをしていたのです。先生、T君がお話ししているよ、

遅れて教室に入った私に最後列の子が教えてくれました。でも、私には聞こえませんでした。先生、T君の口を見ていると聞こえるよ、子供たちはそうして自分の名を呼んでくれるT君の声を理解し、全員が返事をしていました。一年間ともに学んだ日々、T君と話がしたいという子供たちの思いが、声なき声を聞き取るという関係をづくり出したのです。T君が話したと歓声と拍手がやまなかった光景に胸が震えたことを今でも忘れません。

今、全国の小中学校で、このように可能性を秘めた子供たちのすばらしい力によって、ともに学び、ともに育つ教育が実践されています。しかし一方で、ともに学び育つ支援体制が制度として確立していないために、親の付添いを強要されたり、学校行事から排除されたり、多くの困難に直面している現状もたくさん報告されています。

なぜ支援体制が進まないのか。それは、日本の障害児教育制度が、一九六一年、文部省の「わが国の特殊教育」に示された、心身の障害者は、それぞれの障害者に応じた適切な教育を行う場所を用意するとする障害児の分離別学体制が今なお続いているからです。

したがって、支援体制が進まないどころか、これまで長い間、地域の学校の通常学級を選択した子供たちは、制度の枠外の子としてその数さえ把握されていませんでした。

昨年ようやく文部科学省が行った調査によれば、市町村就学指導委員会によって盲・聾・養護学校及び特殊学級に就学させろべきという判断を受けながら、保護者の選択で通常学級に在籍している児童が、小学校一年生のみですが、二〇〇五

年五月現在で二千七百五名いることが明らかになっています。小学校一年生から中学校三年生まで、およそ二万人近い身体や知的に障害のあるお子さんが通常学級に在籍していることが推測されます。

これらのお子さんについて、二〇〇一年、当時の遠山文部科学大臣は、参議院文教科学委員会で私の質問に対して、違法ではないとはっきり答弁されました。違法ではないが制度の枠外の子との位置付けのために、制度的に放置されているこれらの子供たちの存在は、今回の改正案の中にどのように位置付けられているのでしょうか。文部科学大臣に伺います。

次に、本改正案が国際的な障害者施策の流れを受け止めて提案されたものであるかという点について伺います。

一九七五年に国連第三十回総会が採択した障害者の権利宣言に始まる一連の国連障害者年行動計画、子どもの権利条約、障害者の機会均等化に関する基準規則、一九九四年に特別ニーズ教育世界会議が採択したサラマンカ宣言など、これらの条約や宣言は、言うまでもなく障害者を社会から分離することなく統合することを基調としております。

インクルーシブな方向性を持つ普通学校こそが、差別的な態度と闘い、喜んで受け入れられる地域をつくり、インクルーシブな社会を建設し、万人のための教育を達成するための最も効果的な手段であると述べているサラマンカ宣言は、確信にあふれ、今日の国際的な障害者施策の方向性を示すものとなっています。

文部科学大臣、果たして文部科学省はこのよう

な国際的な障害者施策の潮流をしつかりと受け止めて今回の改正案を提出されたのでしょうか。お伺いいたします。

また、御承知のように、国際的な障害者施策について、WHOからも医学モデル、社会モデルと言われる重要な概念モデルが示され、それを統合的に保障していこうという提起がされています。

障害を治療されるものとする医学モデルに対して、社会モデルは、障害の多くが社会環境によってつくり出されているとし、社会生活全分野への障害者の完全参加に必要な環境の確保を社会全体の共同責任とすると考え方です。

日本の障害者施策においてWHOの社会モデルはどのように受け止められているのか、厚生労働大臣にお伺いいたします。

さて、今、国連では、障害のある人の権利及び尊厳の保護及び促進に関する包括的かつ総合的な国際条約、いわゆる障害者権利条約の策定作業が続いております。議長草案第二十四条の教育の項では、一人一人のニーズを可能な限り通常の教育環境の下で保障するというインクルーシブ教育を大前提とした論議が交わされており、まず、日本政府はこの議論にどのような姿勢で臨んでいるのか、外務大臣にお伺いいたします。

今年一月の第七回アドホック委員会、策定作業に参加している日本政府委員からは、議長草案の、障害のある人が障害を根拠として一般教育制度から排除されないことという部分に対して、盲・聾・養護学校が一般教育制度には含まれないということから、「一般」という文言を削除するよう意見を述べたと伝わっております。これは事実でしょうか。

事実とすれば、その意見は、日本政府の障害者施策のどこを踏まえてそのような意見を述べたものか、ここで明確にしていたきたい。日本政府委員の発言に会場にはどよめきが流れたと伝えられているだけに、看過できることではありませ

ん。アジアの一員として、また国際社会に貢献すべき日本としては、余りにも後ろ向きなお粗末な意見であり、自ら人権後進国を名のるに等しい発言と言わざるを得ません。外務大臣の明快な答弁を求めます。

次に、少子化・男女共同参画担当大臣に伺います。

教室は未来の社会という言葉があります。私は、今回の改正が、障害のある子だけの問題、教育だけの問題ではなく、世界に類を見ない少子高齢社会を迎える日本社会全体の課題として、共生社会を実現するために、学校教育全体、日本の社会の在り方とも関連して、将来を見通して行われるべきと考えています。

内閣府においては、共生社会形成促進のための政策研究会を設け、例えば共に生きる新たな結び合いの提唱が公表されておりますが、政府が目指す共生社会とはどのようなものか、端的にお答えください。

次に、二〇〇四年に改正されました障害者基本法との整合性について伺います。

改正障害者基本法は、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」とし、国民の責務として、「社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力すること」を求めています。つまり、障害者差別禁止を理念とし、参議

院では更にこれを補強して、障害者が、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に、分け隔てられることなく参加できるようにすることと附帯決議を付けております。障害を理由に分け隔てることは差別という理念ですが、現行の学校教育法施行令は、障害を理由に学ぶべき学校を自治体が一方的に分け隔てることを規定している、言わば教育における欠格条項とも言える差別的 content となっています。

文部科学大臣、今回の改正は、果たして障害のある人への差別をなくし、社会連帯の理念を前進させることになるのでしょうか。お伺いいたします。

さらに、障害者基本法は、障害者福祉に関する施策を講じるに当たっては、障害者の自主性が十分に尊重されることや、障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた協議を行うことなどを求めています。さきに紹介しました国連の障害者の機会均等化に関する基準規則でも、政府は障害に関する事項の意思決定において障害を持つ人の組織の諮問的役割をも認識すべきであると定めています。

そこで、文部科学大臣に伺います。

今回の法律改正案の基となった中央教育審議会には、障害当事者が委員としてどの程度加わったのか。当事者の意見は適切に反映されたのか。また、障害のある子供や保護者が、就学先を決定するに当たり、自主性を持って選択できる仕組みが用意されるのか。就学の相談等に障害当事者が加わってサポートする仕組みを用意していく考えはあるのか。お答えください。

以上、指摘してまいりました国内外の障害者施

策の方向性と、それに合致しない分離別学体制であるがゆえに起きている日本の教育現場での数多くの課題を、果たして今回の改正は解決するものになっているのかどうか、つまり共生共学の方性を持っているのか、文部科学大臣の明快な答弁を求めます。

今回の改正案は、これまでの特殊教育を、重複化する障害や、新たに支援を必要とするLDやADHDなどの発達障害の子供たちにも適用できる特別支援教育に転換することを趣旨として提案されています。

しかしながら、施設設備の改善、教職員配置の改善など、一人一人の個別のニーズにこたえ得る条件整備には全く手が付けられていません。このままでは、センタ―的機能を持つことになる特別支援学校の教職員も、新たな特別支援教育を行うことになる通常学校・学級の教職員も、過重な負担に戸惑うことになりかねません。これでは単なる名称の付け替えではないのかとの批判が出るのも無理はありません。

我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会です。その実現のため、ノーマライゼーションの理念を広げ、障害者基本法や障害者基本計画に基づく障害者の社会への参加、参画に向けた総合的な施策が今政府全体で推進されています。その中で、学校教育は、障害者の自立と社会参加を見通した取組を含め、重要な役割を果たすことが求められているのです。

すべての人が支え合い、生きる喜びを分かち合える共生社会を実現するためには、冒頭に御紹介しました子供たちのように、できるだけ早いうち

から障害のある子とない子がともに学ぶ教育が不可欠であります。そして、そのことは、障害のない子にとっても、ともに生きることを学ぶ掛け替えのない素晴らしい教育の機会であることを再度強く申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣小坂憲次君登壇、拍手)
○国務大臣(小坂憲次君) 神本議員より五点のお尋ねがございました。

まず、小中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の位置付けのお尋ねについては、現在、小中学校の通常の学級には、各市町村教育委員会の判断により認定就学者を含め障害のある児童生徒が在籍しております。これらの児童生徒に対しては、専門家による指導など必要な支援が行われております。今回の改正法案においては、小中学校におけるこのような障害を持つ児童生徒のための取組について法律上明確化することとしております。

次に、国際的な障害者施策の潮流の受け止めについてお尋ねがありました。

国際社会においては、共生社会の実現を志向することが大きな潮流となつていものと認識しております。そのような中におきまして、多くの国においては、我が国と同様、高い専門性を有する特別の学校を設けつつ、障害のある児童生徒の就学については、保護者の意向を確認しながら決定されているものと認識しております。今回の改正案はこうした流れを認識し、児童生徒一人一人のニーズに応じた教育の充実を図ろうとするものであります。

次に、障害者基本法と改正案との関係についてお尋ねがございました。

平成十八年四月十二日 参議院会議録第十五号

学校教育法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

障害者基本法は、障害者差別の禁止とともに、障害者の能力や状態に応じた教育の実施について規定しております。

御指摘の児童生徒の就学については、保護者や専門家の意見を聴きつつ総合的に判断することが重要であります。こうした判断の結果、障害の状態に応じて盲・聾・養護学校に就学することは障害者の差別に当たるとは考えておりません。

なお、今回の改正案により就学制度の枠組みが変わるものではありませんが、就学に当たって、今後とも保護者などの意見を十分に聴くことが重要であると考えております。また、障害者基本法の理念を踏まえ、交流及び共同学習を進め、社会連帯の理念の実現を目指してまいります。

次に、中教審及び就学先の決定への障害当事者の参加等についてお尋ねがありました。

中央教育審議会の審議には二つの障害者団体の代表が委員として参加していただいているほか、十一の障害者団体からヒアリングを行ってまいりました。これらの御意見は、答申の取りまとめの過程で適切に反映されているものと認識しております。

また、障害のある児童生徒の就学する学校の決定に当たっては、保護者や専門家の意見を聴きつつ総合的に判断すべきものと考えております。なお、就学相談等については児童生徒の教育的ニーズの確かな把握が重要でありまして、各市町村教育委員会におけるそのための取組を促してまいりたいと存じます。

最後に、今回の改正案と国内外の障害者施策との関係についてお尋ねがありました。

踏まえ、障害種別を超えた特別支援学校の創設、小中学校等における特別支援教育の充実を図ることを通じて、これまで以上に一人一人の教育的ニーズに応じた支援を確立するものであり、自立と社会参加を目指した国内外の障害者施策の方向性に沿ったものであると考えております。

また、学校教育が共生社会の実現に向けて果たす役割は大きいと認識しておりまして、今後とも交流及び共同学習の積極的な推進など努めてまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣川崎二郎君登壇、拍手)
○国務大臣(川崎二郎君) 日本の障害者施策とWHOの社会モデルについてのお尋ねがございました。

医学モデルとは、治療やリハビリなど障害者個人への働き掛けにより障害の問題を解決しようとする考え方であり、一方、社会モデルとは、障害を主として社会環境によってつくられた問題と考え、この解決には社会全体の取組が必要であるとの考え方であると承知いたしております。

我が国の障害者施策につきましては、障害者基本法に基づき、ノーマライゼーションやバリアフリーの理念の下に着実に推進することとされており、これらの基本的な理念は、社会全体の取組を必要とするWHOの社会モデルの考え方も踏まえたものであると認識しております。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)
○国務大臣(麻生太郎君) 神本先生から二問ちょうだいをしております。

まず、障害者権利条約議長案に関するお尋ねですが、政府としては、障害のあります児童全員に対して義務教育の機会を保障することが重要であ

平成十八年四月十二日 参議院会議録第十五号

学校教育法等の一部を改正する法律案(趣旨説明) 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

四

るもの考え方によって交渉に臨んでおります。なお、すべての児童に対して義務教育の機会を保障することには多様な方法があると考えております。

次に、障害者権利条約第七回アドホック委員会における日本政府の発言についてのお尋ねですが、政府としては、同条約関連規定との整合性を勘案し、「一般」という文言を削除するように提案をいたしております。

外務省といたしましては、今次条約交渉でインクルーシブな教育が大きな流れになっているというところを踏まえまして、文部科学省と協議しつつ、次回会合の対応を検討していきたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣猪口邦子君登壇、拍手〕

○国務大臣(猪口邦子君) 神本先生の御質問にお答え申し上げます。

先生の御質問にありました内閣府の共生社会形成促進のための政策研究会でございますが、ここにおきましては、我が国の目指すべき社会像につきまして有識者の方々に御議論いただきましたところでございます。この研究会では、論者によりまして共生社会のとりえ方は様々であることから、共生社会を一律に定義付けるのではなく、異質で多様な他者を互いに理解し、認め合い、受け入れるなどの五つの視点を御提案いただいたところでございます。

なお、政府の障害者施策の基本的方向について定めました障害者基本計画におきましても、この研究会の御提案の視点と同様の考え方で、二十一世紀に我が国が目指す社会は、障害の有無にかかわらず、国民だれもが相互に人格と個性を尊重し

支え合う共生社会とする必要があるとしております。

政府といたしましては、青少年育成、高齢者社会対策、障害者施策、そして犯罪被害者等施策など各分野の施策の推進によりまして、国民皆で支え合い、年齢や障害の有無にかかわらず安心して暮らし、同等に参加、参画できる共生社会の実現を目指してまいります。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君) 日程第一 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長舩添要一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔舩添要一君登壇、拍手〕

○舩添要一君 ただいま議題となりました協定につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、我が国とカナダとの間で、人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものでありまして、年金制度について適用の調整を行うこと及び保険期間の通算による年金の受給権を確立すること等を定めるものであります。

委員会におきましては、協定締結の意義と年金受給権の確立、社会保障協定締結の促進等につい

て質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十五
賛成 二百二十五
反対 〇

よつて、本件は全会一致をもって承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第二 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長工藤聖太郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔工藤聖太郎君登壇、拍手〕

○工藤聖太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における準空気銃を使用した犯罪の実情等にかんがみ、これによる危害の発生を防止するため、その所持を禁止し、その他所要の規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、準空気銃の具体的基準、準空気銃の改修等の在り方と廃棄による事故等の防止策、銃器鑑定書の批准など、銃器対策に関する政府の取組姿勢等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

昨日、質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し三項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十四

賛成

二百二十四

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 日程第三 社会保障に関する

日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長山下英利君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(山下英利君登壇、拍手)

○山下英利君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本国とカナダとの間で年金制度の適用の調整を行い、二重加入を解消するとともに両国の年金制度への加入期間を通算することを目的とした社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定を実施するため、公的年金各法の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、今回の協定締結による保険料負担の軽減額、今回の協定が医療保険、労災保険等を対象としない理由、これまでの協定の実施状況及び他国との交渉状況等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承

知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十五

賛成

二百二十五

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 日程第四 消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長世耕弘成君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(世耕弘成君登壇、拍手)

○世耕弘成君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、災害の多様化等に対応した市町村の消防体制の整備及び確立を図るため、自主的な市町村の消防の広域化を推進しようとするものであります。

委員会におきましては、地域の実情に応じた消防の広域化の在り方、広域化された消防本部と市町村及び消防団等との連携、消防の広域化に伴う財政上の措置、認知症高齢者グループホームの防火対策、新型インフルエンザに対する救急体制等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川春子委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

す。

投票総数

二百二十四

賛成

二百十五

反対

九

よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十四時四十二分散会

出席者は左のとおり。

議長	扇 千景君
副議長	角田 義一君

議員	近藤 正道君	遠山 清彦君
	鰐淵 洋子君	又市 征治君
	谷合 正明君	西田 実仁君
	坂本由紀子君	大田 昌秀君
	澤 雄二君	浮島とも子君
	浜田 昌良君	小泉 昭男君
	瀨上 貞雄君	渡辺 孝男君
	山本 香苗君	高野 博師君
	福本 潤一君	木村 仁君
	佐藤 昭郎君	福島みずほ君
	田 英夫君	加藤 修一君
	山本 保君	松 あきら君
	弘友 和夫君	加納 時男君
	岩城 光英君	山口那津男君
	山下 栄一君	荒木 清寛君

魚住裕一郎君	太田 豊秋君	吉田 博美君	長谷川憲正君	辻 泰弘君	大塚 耕平君	円 より子君	岡崎トミ子君
浅野 勝人君	山崎 力君	亀井 郁夫君	松村 祥史君	松井 孝治君	広野ただし君	佐藤 泰介君	築瀬 進君
浜四津敏子君	風間 昶君	水落 敏栄君	山本 順三君	高嶋 良充君	佐藤 雄平君	柳田 稔君	峰崎 直樹君
白浜 一良君	草川 昭三君	荒井 広幸君	田村耕太郎君	小川 敏夫君	福山 哲郎君	國務大臣	
木庭健太郎君	狩野 安君	岡田 直樹君	秋元 司君	内藤 正光君	藤原 正司君	総務大臣	竹中 平蔵君
山崎 正昭君	竹中 平蔵君	柏村 武昭君	松山 政司君	直嶋 正行君	小林 元君	外務大臣	麻生 太郎君
杵掛 哲男君	山谷えり子君	舩添 要一君	加治屋義人君	佐藤 道夫君	和田ひろ子君	文部科学大臣	小坂 憲次君
愛知 治郎君	野上浩太郎君	藤井 基之君	西銘順志郎君	今泉 昭君	伊藤 基隆君	厚生労働大臣	川崎 二郎君
岡田 広君	有村 治子君	川口 順子君	中島 啓雄君	郡司 彰君	田名部匡省君	國務大臣	査掛 哲男君
末松 信介君	中川 雅治君	荒井 正吾君	脇 雅史君	渡辺 秀央君	西岡 武夫君	(国家公安委員 会委員長)	
西島 英利君	野村 哲郎君	後藤 博子君	福島啓史郎君	広中和歌子君	千葉 景子君	國務大臣	
小池 正勝君	北川イツセイ君	鶴保 庸介君	岩永 浩美君	山下八洲夫君	大石 正光君	(内閣府特命担 当大臣(少子 化・男女共同参 画))	猪口 邦子君
岸 信夫君	河合 常則君	森元 恒雄君	橋本 聖子君	平田 健二君	蓮 舫君		
荻原 健司君	椎名 一保君	山本 一太君	保坂 三蔵君	林 久美子君	広田 一君	副大臣	
中川 義雄君	山内 俊夫君	矢野 哲朗君	南野知恵子君	仁比 聡平君	島田智哉子君	文部科学副大臣	馳 浩君
世耕 弘成君	山下 英利君	武見 敬三君	北岡 秀二君	大久保 勉君	前川 清成君		
関口 昌一君	藤野 公孝君	岩井 國臣君	青木 幹雄君	小林美恵子君	松岡 徹君		
小泉 顕雄君	段本 幸男君	谷川 秀善君	陣内 孝雄君	津田弥太郎君	犬塚 直史君		
常田 享詳君	田村 公平君	西田 吉宏君	真鍋 賢二君	水岡 俊一君	紙 智子君		
田浦 直君	伊達 忠一君	櫻井 新君	竹山 裕君	鈴木 寛君	岩本 司君		
阿部 正俊君	林 芳正君	倉田 寛之君	関谷 勝嗣君	鈴木 マルティ君	黒岩 宇洋君		
鈴木 政二君	三浦 一水君	尾立 源幸君	鈴木 陽悦君	下田 敦子君	大門実紀史君		
松村 龍二君	岸 宏一君	富岡由紀夫君	藤末 健三君	井上 哲士君	浅尾慶一郎君		
中原 爽君	泉 信也君	木俣 佳丈君	糸数 慶子君	谷 博之君	高橋 千秋君		
景山俊太郎君	溝手 顕正君	足立 信也君	藤本 祐司君	緒方 靖夫君	神本美恵子君		
松田 岩夫君	吉村剛太郎君	白 眞勲君	那谷屋正義君	大江 康弘君	小池 晃君		
佐藤 泰三君	尾辻 秀久君	柳澤 光美君	喜納 昌吉君	朝日 俊弘君	榎葉賀津也君		
清水嘉与子君	小野 清子君	加藤 敏幸君	主濱 了君	家西 悟君	小川 勝也君		
鴻池 祥肇君	田中 直紀君	芝 博一君	山根 隆治君	吉川 春子君	工藤堅太郎君		
若林 正俊君	片山虎之助君	池口 修次君	若林 秀樹君	奥石 東君	市田 忠義君		
小斉平敏文君	小林 温君	平野 達男君	森 ゆうこ君	前田 武志君	江田 五月君		
					北澤 俊美君		

議長の報告事項
一昨十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

藤本 祐司君

補欠

水岡 俊一君

法務委員

辞任

前川 清成君

補欠

家西 悟君

外交防衛委員

辞任

今泉 昭君

補欠

小林 元君

文教科学委員

辞任

水岡 俊一君

補欠

藤本 祐司君

厚生労働委員

辞任

家西 悟君

補欠

前川 清成君

環境委員

辞任

小林 元君

補欠

今泉 昭君

決算委員

辞任

家西 悟君

補欠

尾立 源幸君

議院運営委員

藤末 健三君

白 眞勲君

辞任

白 眞勲君

補欠

藤末 健三君

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

法の適用に関する通則法案(閣法第四三三号)

法務委員会に付託

分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング魚類資源)及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一二二号)

二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一二三号)

外交防衛委員会に付託

薬事法の一部を改正する法律案(閣法第六七号)

厚生労働委員会に付託

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

在日米軍駐留経費負担特別協定に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第四四号)

普天間飛行場代替施設関連経費に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第四五号)

昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

松井 孝治君

補欠

藤末 健三君

総務委員

辞任

高橋 千秋君

補欠

和田ひろ子君

法務委員

辞任

水岡 俊一君

補欠

藤本 祐司君

外交防衛委員 辞任 家西 悟君 補欠 前川 清成君

文教科学委員 小林 元君 補欠 今泉 昭君

厚生労働委員 藤本 祐司君 補欠 水岡 俊一君

農林水産委員 前川 清成君 補欠 家西 悟君

経済産業委員 和田ひろ子君 補欠 高橋 千秋君

環境委員 藤末 健三君 補欠 松井 孝治君

環境委員 今泉 昭君 補欠 小林 元君

決算委員

辞任

白 眞勲君

補欠

藤末 健三君

議院運営委員

辞任

藤末 健三君

補欠

白 眞勲君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

少子高齢社会に関する調査会委員

辞任

加藤 敏幸君

補欠

小林 正夫君

松下 新平君

広田 一君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

国土交通委員会 理事 西田 実仁君 (西田実仁君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百八十九年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)

国際水路機関条約の改正議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)

国際海事機関条約の改正(簡易化委員会の設置)の受託について承認を求めるの件(閣条第六号)

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案(閣法第三三三三号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一一号)審査報告書

案(閣法第六三三三)審査報告書

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(閣法第八〇号)審査報告書

消防組織法の一部を改正する法律案(閣法第八七号)審査報告書

同日内閣から、自衛隊法第六十二条第五項の規定に基づく平成十七年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告を受領した。

同日内閣から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十三条第一項において防衛庁の職員に準用する同法第二十二條第三項の規定に基づく平成十七年防衛庁と民間企業との間の人事交流に関する報告を受領した。

審査報告書

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年四月十一日

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とカナダとの間で人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とし、カナダとの間で、年金制度の適用の調整を行うこと及び保険期間の通算による年金の受給権を確立すること

等を定めるものである。この協定の締結により、年金制度への二重加入等の問題の解決が図られ、保険料負担が軽減されること等により、両国間の人的交流が円滑化され、ひいては経済交流を含む両国間の関係がより一層緊密化されることが期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件
右
国会に提出する。
平成十八年三月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件
社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定

日本国及びカナダは、
社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条 目的

1 この協定は、日本国とカナダとの間の人の移

動を促進するため、それぞれの国において有効な社会保障制度を適切に適用するとともに、適当な場合には、給付を受ける権利を確立することを目的とする。
2 両締約国は、1の目的を最大限に達成することを約束する。

第二条 定義

- 1 この協定の適用上、
 - (a) 「領域」とは、日本国については、日本国の領域をいい、カナダについては、カナダの領域をいう。
 - (b) 「国民」とは、日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民をいい、カナダについては、市民権法にいうカナダ市民をいう。
 - (c) 「法令」とは、日本国については、次条1(a)に掲げる日本国の年金制度に関する日本国の法律及び規則(この協定と同種の社会保障に関する他の協定の実施のために定めたものを除く。)をいい、カナダについては、次条1(b)に掲げるカナダの法律及び規則をいう。
 - (d) 「権限のある当局」とは、日本国については、次条1(a)に掲げる日本国の年金制度を管轄する政府機関をいい、カナダについては、次条1(b)に掲げるカナダの法律及び規則の適用に責任を有する大臣をいう。
 - (e) 「実施機関」とは、日本国については、次条1(a)に掲げる日本国の年金制度の実施に責任を有する保険機関(その連合組織を含む。)をいい、カナダについては、権限のある当局をいう。
 - (f) 「保険期間」とは、日本国については、日本

国の法令による保険料納付期間及び当該法令において給付を受ける権利の確立に際して考慮されるその他の期間をいい、カナダについては、カナダ年金制度法による給付を受ける権利の取得のために用いられる保険料納付期間及び同法により障害年金が支給される期間をいう。

- (g) 「カナダ居住期間」とは、カナダについては、老齢保障法による給付を受ける権利の取得のために用いられる期間をいう。
- (h) 「給付」とは、いずれか一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、各々の締約国の法令において与えられている意味を有するものとする。

第三条 この協定の適用範囲

- 1 この協定は、
 - (a) 日本国については、次に掲げる日本国の年金制度について適用する。
 - (i) 国民年金(国民年金基金を除く。)
 - (ii) 厚生年金保険(厚生年金基金を除く。)
 - (iii) 国家公務員共済年金
 - (iv) 地方公務員等共済年金(地方議会議員の年金制度を除く。)
 - (v) 私立学校教職員共済年金
 - (ii) から(v)までに掲げる日本国の年金制度を以下「日本国の被用者年金制度」という。
- ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含まない。

(b) カナダについては、次に掲げるカナダの法律及び規則について適用する。

- (i) 老齢保障法及び同法に基づいて作成された規則
- (ii) カナダ年金制度法及び同法に基づいて作成された規則

2 カナダについては、この協定は、1(b)に掲げる法律及び規則を改正し、補足し、統合し、又は代替する法律及び規則についても適用する。

第四条 待遇の平等及び海外への給付の支払

1 一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者及びこれらの者に由来する権利を有するその他の者であつて、他方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該他方の締約国の法令の適用に際して、当該他方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。ただし、この規定は、日本国の領域外に通常居住することに基いて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定に影響を及ぼすものではない。

2 一方の締約国の領域外に通常居住すること又は当該領域内にいないことのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者には適用しない。ただし、この規定は、次に掲げる規定に影響を及ぼすものではない。

- (a) 初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であつた者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要

件として定めた日本国の法令の規定

(b) カナダの領域外に居住する者(その居住の期間を問わない。)に関して年金を受ける権利の取得のために最小限のカナダ居住期間を有することを要件として定めたカナダの老齢保障法の規定。この(b)の規定は、カナダの領域外に居住する者に対して年金を支給する場合において必要なときは、第六条3及び4(a)の規定に従ってカナダ居住期間及び日本国の法令による保険期間を適用することにより、カナダの老齢保障法による最小限のカナダ居住期間に関する要件が満たされることに影響を及ぼすものではない。

(c) カナダの領域外に居住する者に対する手当及び所得保障付加金並びにこれらと同様のその他の給付であつてこの協定の効力発生後に導入され、かつ、両締約国によって合意されるものの支給に関するカナダの老齢保障法の規定

3 一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者及びこれらの者に由来する権利を有するその他の者に対して他方の締約国の法令により支給される給付は、それらの者が第三国の領域内に通常居住する場合には、当該第三国の領域内に通常居住する当該他方の締約国の国民に対して支給する場合と同一の条件で支給する。

第五条 適用法令に関する規定

1 この条に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当

該一方の締約国の法令のみを適用する。

2 5の規定に従うことを条件として、一方の締約国の法令に基づく年金制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において通常雇用されている者が、当該雇用者により当該一方の締約国の領域から他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その雇用に関し、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。当該派遣が五年を超えて継続される場合には、当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関の事前の同意を得て、引き続き当該他方の締約国の法令の適用を免除することができる。この規定の適用上、カナダの領域内の雇用者によりカナダの領域内から日本国の領域内における当該雇用者の関連企業へ派遣される被用者の場合には、その雇用についてカナダの法令が適用されることを条件として、当該雇用者及び当該雇用者の関連企業は、同一の雇用者とみなす。

3 2の規定は、雇用者により一方の締約国の領域から第三国の領域に派遣されていた者が、その後、当該雇用者により当該第三国の領域から他方の締約国の領域に派遣される場合にも適用される。

4 一方の締約国の法令に基づく年金制度に加入し、かつ、通常当該一方の締約国の領域内において自営業者として就労する者が、一時的に他

方の締約国の領域内において自営業者として就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、当該自営活動に関し、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。当該自営活動が五年を超えて継続される場合には、当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関の事前の同意を得て、引き続き当該他方の締約国の法令の適用を免除することができる。

5 (a) この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十六年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定に影響を及ぼすものではない。

(b) (a)の規定に従うことを条件として、カナダの領域内において政府に雇用される者がその雇用の一環として日本国の領域内において就労するために派遣される場合には、当該雇用に関し、カナダの法令のみを適用する。

(c) (a)の規定に従うことを条件として、日本国の公務員又は日本国の法令において公務員として取り扱われる者がカナダの領域内において就労するために派遣される場合には、その就労に関し、日本国の法令のみを適用する。

6 日本国の権限のある当局又は実施機関及びカナダの権限のある当局は、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、この条の規定

の例外を認めることについて合意することができる。

7 日本国の領域内において就労する者であつて、2、4、5(b)又は6の規定によりカナダの法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子については、

(a) 当該配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、日本国の法令は、適用しない。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この(a)の規定は、適用しない。

(b) 当該配偶者又は子が日本国民である場合には、日本国の法令の適用の免除は、日本国の法令に従って決定する。

8 この条の規定は、日本国については、日本国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第六条 カナダの法令による給付に関する規定

1 カナダについては、次の規定を適用する。
老齢保障法による給付の額の計算に当たつては、

(a) ある者が日本国の領域内に滞在し、又は居住する期間中にカナダ年金制度法又はカナダの州の包括的な年金制度の適用を受ける場合には、その者並びにその者の配偶者(その者と内縁関係にある者を含む。以下この1及び2において同じ。)及び被扶養者(その者と同じ)及び被扶養者(その者と同じ)について、かつ、日本国の法令の適用を受けていない配偶者及び被扶養者に限る。)については、当該期間は、カナダ居住期間とみなす。
(b) ある者がカナダの領域内に滞在し、又は居住する期間中に日本国の法令の適用を受ける

場合には、その者並びにその者の配偶者及び被扶養者(その者と同居し、かつ、被用者又は自営業者としての就労を理由とするカナダ年金制度法又はカナダの州の包括的な年金制度の適用を受けていない配偶者及び被扶養者に限る。)については、当該期間は、カナダ居住期間として考慮しない。

2

(a) ある者が日本国の領域内に滞在し、又は居住する期間中にカナダ年金制度法又はカナダの州の包括的な年金制度の適用を受ける場合とは、その者が当該期間について被用者又は自営業者としての就労を理由として同法又は当該制度に基づく保険料を納付する場合をいう。その者と同居しているその者の配偶者及び被扶養者については、当該配偶者又は当該被扶養者が日本国の領域内に滞在し、又は居住する期間中第二号被保険者として国民年金制度の適用を受ける場合のみ、当該期間中日本国の法令の適用を受けているものとみなす。

(b) ある者がカナダの領域内に滞在し、又は居住する期間中に日本国の法令の適用を受ける場合とは、その者が当該期間中国民年金制度の適用を受ける場合をいう(その者の配偶者及び被扶養者が当該期間中に当該法令の適用を受ける場合についても、同様とする)。その者と同居しているその者の配偶者及び被扶養者については、当該配偶者又は当該被扶養者がカナダの領域内に滞在し、又は居住する期間について被用者又は自営業者としての就労を理由としてカナダ年金制度法又はカナダ

の州の包括的な年金制度に基づく保険料を納付する場合にのみ、当該期間中同法又は当該制度の適用を受けているものとみなす。

3

老齢保障法による少なくとも一年のカナダ居住期間又はカナダ年金制度法による少なくとも一年の保険期間を有するが、老齢保障法又はカナダ年金制度法による給付を受ける権利の確立のための要件を満たすのに十分なカナダ居住期間又は保険期間を有しない者については、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、カナダの実施機関は、4及び7の規定に従い、日本国の法令による保険期間であつてカナダの法令によるカナダ居住期間又は保険期間と重複しないものを考慮する。

4

(a) 3の規定の適用により老齢保障法による給付を受ける権利を確立するため、カナダの実施機関は、次の(i)及び(ii)の期間を考慮する。
(i) 日本国の実施機関により証明された日本国の法令による保険期間(千九百五十二年一月一日以後の暦月に係るものに限る。)であつて、カナダの法令に従いカナダ居住期間として取り扱われる期間
(ii) 千九百五十二年一月一日以後のカナダ居住期間

(b)

3の規定の適用によりカナダ年金制度法による給付を受ける権利を確立するため、カナダの実施機関は、カナダの法令に従い、日本国の法令による少なくとも三箇月の保険期間(日本国の実施機関により証明されたものに限る。)を含む一暦年を、一年の保険期間として考慮する。

5

(a) 老齢保障法による年金又は手当を受ける権

利が3の規定の適用により初めて確立される者については、カナダの実施機関は、同法により考慮される千九百五十二年一月一日以後のカナダ居住期間のみを基礎として、部分年金又は部分手当の支給に関する同法の規定に従つて、その者に支給される当該年金又は手当の額を計算する。

(b)

(a)の規定は、カナダの領域外に居住する者(カナダの領域内に居住していたならば満額年金を受ける権利を有する者に限る。)であつて、カナダの領域外において年金を受けるための要件として老齢保障法が定める最小限のカナダ居住期間を有しないものについても、適用する。

6

カナダ年金制度法による給付を受ける権利が3の規定の適用により初めて確立される者については、カナダの実施機関は、その者に支給される当該給付の額を次の方法により計算する。
(a) 当該給付の所得比例部分については、専ら当該給付の額の計算の基礎となる所得に基づき、カナダ年金制度法の規定に従つて決定する。

(b)

当該給付の定額部分については、次の(i)に規定する額に次の(ii)に規定する比率を乗じて決定する。
(i) カナダ年金制度法の規定に従つて決定される当該給付の定額部分の額
(ii) 当該給付を受ける権利を確立するための要件としてカナダ年金制度法が定める最小限の受給資格期間に対する同法による保険料納付期間の比率。ただし、当該比率は一を超えない。

7 3及び4の規定の適用に当たつては、日本国の法令による保険期間には、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間を含めない。

第七条

日本国の法令による給付に関する規定

1

(a) 日本国については、次の規定を適用する。
得のための要件を満たすのに十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、日本国の実施機関は、カナダ年金制度法による保険期間を考慮する。

(b)

(a)の規定は、日本国の法令による給付であつて次に掲げるものについては、適用しない。

- (i) 厚生年金保険の障害手当金
 - (ii) 各共済年金の障害一時金
 - (iii) 各共済年金の職域加算年金
 - (iv) 厚生年金保険の外国人脱退一時金及び各共済年金の外国人脱退一時金
 - (v) 厚生年金保険の脱退手当金及び各共済年金の脱退一時金
 - (vi) 各共済年金の特例死亡一時金
 - (vii) (i)から(vi)までに掲げる給付と同様のその他の給付であつて、この協定の効力発生後に導入され、かつ、両締約国によつて合意されるもの
- 2 1(a)の規定の適用に当たつては、
(a) 日本国の実施機関は、各暦年について、カナダ年金制度法による一年の保険期間(カナダの実施機関により証明されたものに限る。)

ごとに十二箇月の保険期間を付与する。日本国の実施機関により付与される保険期間には、日本国の法令により保険期間として既に算入された月を含めない。この(a)の規定により付与される保険期間の月数及び日本国の法令により保険期間として既に算入された月数の総数は、一暦年について十二を超えない。

(b) カナダ年金制度法による保険期間は、日本国の被用者年金制度の保険期間及び国民年金における第二号被保険者としての保険期間として考慮する。

3 (a) 日本国の法令が、障害年金又は遺族年金を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がカナダ年金制度法による保険期間中にあるときは、当該年金を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での障害年金又は遺族年金を受ける権利がこの3の規定を適用しなくても確立される場合には、この3の規定は、日本国の被用者年金制度の下での同一の保険事故に基づく障害年金又は遺族年金を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

(b) (a)の規定の適用に当たっては、二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する者については、(a)に規定する要件は、日本国の法令に従って、一の日本国の被用者年金制度につき満たされたものとみなす。

4 1(a)又は3(a)の規定の適用により日本国の法令による給付を受ける権利が確立される場合には、5から9までの規定に従うことを条件とし

て、日本国の実施機関は、日本国の法令に従って当該給付の額を計算する。

5 障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が1(a)又は3(a)の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、7に規定する理論的加入期間に対する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

6 日本国の被用者年金制度の下での障害年金及び遺族年金(日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであつて、支給される当該年金の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限り)に関しては、当該年金を受けるための要件が1(a)又は3(a)の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該年金の額は、7に規定する理論的加入期間に対する日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、理論的加入期間が当該定められた期間を超える場合には、理論的加入期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

7 5及び6の規定の適用上、「理論的加入期間」とは、次に掲げる期間を合算した期間(障害が認定された日の属する月の後の期間又は死亡した日の翌日の属する月から始まる期間を除く。)をいう。

(a) 二十歳に達した日の属する月から六十歳に達した日の属する月の前月までの期間(千九百六十一年四月一日より前の期間を除く。)

(b) (a)に規定する期間と重複しない日本国の法令による保険料納付期間

(c) 障害が認定された日の属する月又は死亡した日の翌日の属する月の前月が(a)に規定する期間前にある場合には、(b)に規定する期間と重複しないカナダ年金制度法による保険期間5及び6の規定による日本国の被用者年金制度の下での給付の額の計算に関しては、当該給付を受ける権利を有する者が二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する場合

8 5及び6の規定による日本国の被用者年金制度の下での給付の額の計算に関しては、当該給付を受ける権利を有する者が二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する場合

9 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しいか又はこれを超える場合に一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が1(a)の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する当該給付が支給される日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

第十条 権限のある当局の任務

(a) この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意する。

(b) この協定の実施のために連絡機関を指定す

る。

(c) 自国の法令その他の事項の変更(この協定の実施に影響を及ぼすものに限り)に関するすべての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

第九条 相互援助

両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために相互に援助する。この援助は、無償で行う。

第十条 情報の秘密性

1 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報(この協定の実施のために必要なものに限り)を当該一方の締約国の法律及び規則に従って他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

2 一方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、この協定に従って他方の締約国により当該一方の締約国に対し伝達される個人に関する情報は、専らこの協定を実施する目的のために使用する。一方の締約国が受領するこれらの情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則により規律される。

第十一条 手数料及び認証

1 一方の締約国の法令(日本国については、他の法律及び規則を含む)において、当該一方の締約国の法令の適用上提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関する規定があるときは、当該規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用上提出すべき文書についても適用する。

2 この協定及び一方の締約国の法令の適用上提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第十二条 使用言語

1 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、この協定の実施に必要な場合には、相互に、及び関係者その居住地を問わない。に對して、直接連絡することができる。この連絡は、両締約国のそれぞれの言語により行うことができる。

2 この協定の実施に際して、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、他方の締約国の言語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第十三条 申請、不服申立て及び申告

1 一方の締約国の法令による書面による給付の申請、不服申立て又はその他の申告が他方の締約国の法令による類似の申請、不服申立て又はその他の申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に對して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立て又はその他の申告は、その提出の日に当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に對して提出されたものとみなし、当該一方の締約国の手続及び法令に従つて取り扱う。

2 この条の規定が適用される場合には、給付の申請、不服申立て又はその他の申告が提出された一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、これを遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

第十四条 給付の支払

この協定に係る給付の支払は、いずれの締約国の通貨によつても行うことができる。

第十五条 意見の相違の解決

1 両締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる意見の相違も交渉により解決するためにあらゆる合理的な努力を払う。

2 1の規定により意見の相違を解決することができない場合には、当該意見の相違は、いずれか一方の締約国の要請により、次の方法により個々の事案ごとに設置される仲裁裁判所に決定のため付託する。

(a) 各締約国は、一方の締約国が他方の締約国に對し仲裁の要請を外交上の経路を通じて通告した日の翌日から六十日以内に各一人の仲裁人を任命する。この二人の仲裁人は、第三の仲裁人を仲裁裁判所の議長として任命することに合意する。当該第三の仲裁人は、いずれの締約国の国民であつてもならず、また、当該各一人の仲裁人を任命した締約国のうちいずれか遅い方の任命を行った締約国が他方の締約国に對し当該任命を通告した日の翌日から三十日以内に、任命されなければならない。

(b) (a)に規定する各々の期間内に、いずれか一方の締約国が仲裁人を任命することができない場合又は議長について両締約国の任命した仲裁人が合意しない場合には、いずれの締約国も、国際司法裁判所長に對し、必要な任命を行うことを要請することができる。同所長がいずれか一方の締約国の国民である場合又はその他の理由により任命を行うことができ

ない場合には、国際司法裁判所次長(同次長も任命を行うことができない場合には、国際司法裁判所の最も上席の裁判官で任命を行うことができるもの)に對して任命を行うよう要請することができる。

3 仲裁裁判所の決定は、両締約国に對し最終的なかつ拘束力のあるものとし、投票の過半数による議決で行う。

4 仲裁裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、

(a) 各締約国は、自国が任命した仲裁人に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。

(b) 議長に係る費用その他の経費は、両締約国の間で折半して負担する。

5 仲裁裁判所は、その手続規則を定める。

第十六条 カナダの州との合意
日本国の権限のある当局及びカナダの州は、カナダの州の管轄の下にある社会保障に係る事項について合意することができる。ただし、その合意がこの協定の規定に反しない場合に限る。

第十七条 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十八条 経過規定

1 この協定は、その効力発生前には給付を受ける権利を確立させるものではない。また、この協定は、カナダについては、その効力発生前に死亡した場合のカナダ年金制度法による死亡一時金を受ける権利についても確立させるものではない。

2 この協定の実施に当たつては、この協定の効力発生前の保険期間、カナダ居住期間及びその他の関連する事実を考慮する。

3 第五条2又は4の規定の適用に当たつては、これらの規定にいう派遣又は自営活動をこの協定の効力発生前に開始した者については、当該派遣又は自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

4 この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。

5 この協定の適用の結果として、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

第十九条 効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの法律上及び憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後四箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第二十条 有効期間及び終了

1 この協定は、いずれかの締約国が他方の締約国に對し、外交上の経路を通じて書面による協定の終了の通告を行う月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2 この協定が1の規定に従つて終了する場合においても、この協定の下で取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は維持される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二千六年二月十五日に東京で、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国のために

麻生太郎

カナダのために

ジョセフ・キヤロン

審査報告書

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十八年四月十一日

内閣委員長 工藤堅太郎

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における準空気銃を使用した犯罪の実情等にかんがみ、これによる危害の発生を防止するため、その所持を禁止し、その他所要の規定を整備しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

平成十八年四月十二日 参議院会議録第十五号

一、準空気銃の規制値等に関して明解な基準を早急に公表するとともに、本法の運用に当たっては、明確な運用基準を都道府県警察に示して、その適正な執行がなされるようにすること。

二、本法の趣旨及び内容について、エアソフトガン所持する者、製造・輸入・販売業者及び一般国民に対する積極的な広報啓発を行い、その周知徹底を図ること。

三、新たに規制対象となる準空気銃については、警察を始め関係行政機関や関係団体が密接に連携し、改修等が円滑に行われるようにするとともに、準空気銃の廃棄による事故等の未然防止に努めること。

右決議する。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十八年三月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「圧縮ガスを使用するものを含む」を「圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した弾丸の運動エネルギーの値が、人の

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ」に改める。

第三条第三項中「掲げる」を「規定する」に改め、同条第四項中「規定する」を「の規定による」に改める。

第三条の二第二項中「掲げる」を「規定する」に改め、同条第三項中「規定する」を「の規定による」に改める。

第三条の三第二項及び第三条の五第四号中「掲げる」を「規定する」に改める。

第三条の六第三号中「掲げる所持」を「規定する所持」に改める。

第四条第一項第一号中「者」の下に「(第四号に該当する者を除く。)」を加える。

第五条の二第二項第二号中「刀剣類」の下に「第二十一条の三第一項に規定する準空気銃」を加える。

第二十一条の二の次に次の一条を加える。

(準空気銃の所持の禁止)

第二十一条の三 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、準空気銃(圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であつて空気銃に該当しないもの)のうち、内閣府令で定めるところにより測定した弾丸の運動エネルギーの値が、人を傷害し得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。を所持してはならない。

一 法令に基づき職務のため所持する場合

二 国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、又は公衆の観覧に供するため所持する場合

三 前二号の所持に供するため必要な準空気銃

の管理に係る職務を行う国又は地方公共団体の職員が当該準空気銃を当該職務のため所持する場合

四 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て前号に規定する者への譲渡のための準空気銃の製造又は輸出のための準空気銃の製造若しくは輸出を業とする者(使用人を含む)がその製造又は輸出に係るものを業務のため所持する場合

2 前項第四号の規定による都道府県公安委員会への届出に必要細目は、内閣府令で定める。

第二十四条の二第七項中「第三条第一項」の下に「又は第二十一条の三第一項」を加え、「当該銃砲又は刀剣類を所持すること」を「その所持に、」

「もので」を「銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃で」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条第八項中「銃砲又は刀剣類」を「銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃」に改める。

第三十一条の十六第一項第一号中「第三号」を「第四号」に改める。

第三十二条第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二十一条の三第一項の規定に違反した者第三十七条第一項中「第三号」を「第四号」に、「第五号若しくは第六号」を「第六号若しくは第七号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に準空気銃(この法律による改正後の第二十一条の三第一項に規定する準空気銃をいう。以下同じ。)を所持している者又はその者から当該準空気銃の改造(準空気銃に該当しない物とするための改造に限る。次項において同じ。)を委託された者については、この法律の施行の日から六月間は、当該準空気銃に関する限り、同条の規定は、適用しない。

3 この法律の施行前に準空気銃に相当する銃を製造し、輸入し、又は販売した事業者は、この法律の施行の際現に準空気銃を所持している者が行う改造に協力するよう努めなければならない。

4 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の第四条又は第六条の規定による猟銃の所持の許可を受けている者に対するこの法律による改正後の第十一条第一項第三号に該当することを理由とする同項の規定による許可の取消しに關しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

審査報告書

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年四月十一日

厚生労働委員長 山下 英利

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定を実施するため、日本国及びカナダの両国において就労する者等に関する年金制度について、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の特例その他必要な事項を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

右国会に提出する。

平成十八年三月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 国民年金法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例(第三条・第四条)

第二節 給付等に関する特例

第一款 給付等の支給要件等に関する特例(第五条―第八条)

第二款 給付等の額の計算等に関する特例(第九条―第十三条)

第三章 厚生年金保険法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例(第十五条―第十九条)

第二節 保険給付等に関する特例

第一款 保険給付等の支給要件等に関する特例(第十六条―第十九条)

第二款 保険給付等の額の計算等に関する特例(第二十―第二十四条)

第三節 不服申立てに関する特例(第二十五条)

第四章 国家公務員共済組合法関係

第一節 長期給付に関する規定の適用範囲に関する特例(第二十六条)

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第二十七条―第二十九条)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第三十―第三十四条)

第三節 不服申立てに関する特例等(第三十五―第三十七条)

第五章 地方公務員等共済組合法関係

第一節 長期給付に関する規定の適用範囲に関する特例(第三十八―第四十条)

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第三十九―第四十一条)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第四十二―第四十六条)

第三節 不服申立てに関する特例等(第四十七―第五十条)

第六章 私立学校教職員共済法関係

第一節 長期給付に関する規定の適用範囲に関する特例(第五十一―第五十三条)

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第五十二―第五十四条)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第五十五―第五十九条)

第三節 不服申立てに関する特例等(第六十条―第六十二条)

第七章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整(第六十三―第六十六条)

第八章 雑則(第六十七―第七十三条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定(以下「協定」という。)を実施するため、日本国及びカナダの両国において就労する者等に関する年金制度について、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の特例その他の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

一 被用者年金各法 次に掲げる法律をいう。

イ 厚生年金保険法(第九章を除く。)

ロ 国家公務員共済組合法

ハ 地方公務員等共済組合法(第十一章を除く。)

ニ 私立学校教職員共済法

三 共済年金各法 前号ロからニまでに掲げる法律をいう。

カナダ年金法令 協定第二条1(c)に規定するカナダの法令をいう。

カナダ年金制度法令 協定第三条1(b)(ii)に掲げるカナダの法令をいう。

五 日本国実施機関又はカナダ実施機関 それぞれ協定第二条1(e)に規定する日本国の実施機関又はカナダの実施機関をいう。

六 カナダ保険期間 協定第二条1(f)に規定するカナダの保険期間をいう。

第二章 国民年金法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例

(被保険者の資格の特例)

第三条 日本国内に住所を有する者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、国民年金法第七條第一項の規定にかかわらず、国民年金の被保険者となし。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第五条の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 カナダの領域内において就労する者であつて、協定第五条の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

三 第十五条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者となしこととされた者

四 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。又は子であつて政令で定めるもの)前項に規定する者の国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

(国民年金の任意脱退に関する特例)

第四条 カナダ保険期間であつて政令で定めるものを有する者に対する国民年金法第十条第一項の規定の適用については、当該カナダ保険期間は、国民年金の被保険者期間とみなす。

第二節 給付等に関する特例

第一款 給付等に関する特例

特例

(カナダ保険期間を有する者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例)

第五条 カナダ保険期間を有し、かつ、老齢基礎年金又は遺族基礎年金の支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という。)に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定(その者が当該支給要件規定に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさないものに限る。)を適用する場合に

においては、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを国民年金法附則第七條第一項に規定する合算対象期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

二 カナダ保険期間を有する老齢厚生年金又は共済年金各法による退職共済年金(第九條第一項第一号において「退職共済年金」という。)の受給権者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第十四條第一項第一号に該当しない者に限る。)の配偶者について、次の各号に掲げる国民年金法による給付又は給付に加算する額に相当する部分(以下「老齢基礎年金の振替加算等」という。)に関し、それぞれ当該各号の規定を適用する場合において

は、同項第一号の規定にかかわらず、同号中「その額」とあるのは「カナダ保険期間(社会保険に關する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二条第六号に掲げるカナダ保険期間をいう。)

であつて政令で定めるものの月数と当該老齢厚生年金又は退職共済年金の額」と、この月数」とあるのは「この月数」とを合算した月数」とする。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四條第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四條第二項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五條第一項の規定による老齢基礎年金

四 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五條

第二項の規定による老齢基礎年金

五 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八條第二項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

六 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八條第三項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

三 カナダ保険期間を有する者であつて、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間に算入することにより昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第四号に該当するに至るものに対する昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一條第一項の規定(昭和六十年国民年金等改正法附則第十四條第一項に係る部分に限る。)の適用については、その者は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第四号に該当するものとみなす。

四 六十五歳に達した日の属する月以後のカナダ保険期間を有する者(同日以後の国民年金の被保険者期間を有する者を除く。)について、昭和六十年国民年金等改正法附則第十八條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは「同日以後の国民年金の被保険者期間(社会保険に關する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二条第六号に掲げるカナダ保険期間をいう。)

と、同法」とあるのは「国民年金法」とする。

(カナダ保険期間を有する者に係る障害基礎年金等の支給要件の特例)

第六条 カナダ保険期間を有する者が、その者の

疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)による障害について国民年金法第三十条第一項ただし書(同法第三十条の二第二項、第三十条の三第二項、第三十四条第五項及び第三十六条第三項において準用する場合を含む。)に該当するときは、同法第三十条第一項ただし書の規定の適用については、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを同法

第五条第二項に規定する保険料納付済期間(以下「保険料納付済期間」という。)である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治つた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。))があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。)において保険料納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。次項、次条第一項、第八条、第十一条第二項第一号及び第十二条第二項第一号において同じ。)又は国民年金法第五十条第三項に規定する保険料免除期間(同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。以下「保険料免除期間」という。)を有しないときは、この限りでない。

2 カナダ保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が、その者の死亡について国民年金法第三十七条ただし書に該当するときは、同条ただし書の規定の適用について

は、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

(カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害基礎年金の支給要件等の特例)

第七条 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものは、国民年金法第三十条第一項、第三十条の二第一項又は第三十条の三第一項の規定の適用については、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、国民年金法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。

(カナダ保険期間中の死亡に係る遺族基礎年金の支給要件の特例)

第八条 カナダ保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者がカナダ保険期間中に死亡した場合は、国民年金法第三十七条の規定の適用については、同条第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

第二款 給付等の額の計算等に関する特例

(老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例)

第九条 次の各号に掲げる者に支給する老齢基礎年金の振替加算等の額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額(その者が当該各号のうち二以上に該当するものであるときは、当該各号に定める額のうち最も高いもの)とする。

一 老齢厚生年金又は退職共済年金(以下この条において「老齢厚生年金等」という。)の受給権者(第五条第二項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に該当するに至つた者に限る。次項第一号において同じ。)の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額(当該受給権者が二以上の老齢厚生年金等の受給権を有しているときは、一の老齢厚生年金等の受給権を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)

二 第五条第三項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号に該当する者とみなされたもの(次項第二号において「中高齢特例該当者」という。)の配偶者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額

三 この法律の規定により支給する障害厚生年金又は共済年金各法による障害共済年金の受給権者(昭和六十年国民年金等改正法附則第

十四条第一項第二号に該当する者に限る。次項第三号において「特例による障害給付の受給権者」という。)の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額

2 次の各号に掲げる前項各号の期間比率又は按分率は、それぞれ次の各号に定める率とする。

一 前項第一号の期間比率 老齢厚生年金等の受給権者の当該老齢厚生年金等の額の計算の基礎となる被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下「被用者年金被保険者等」という。)であつた期間の月数を、二百四十で除して得た率

二 前項第二号の期間比率 中高齢特例該当者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該中高齢特例該当者に係る昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号に規定する老齢厚生年金の受給資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率

三 前項第三号の按分率 イに掲げる期間の月数をイからハまでに掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率

イ 特例による障害給付の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

ロ 昭和三十六年四月一日以後の期間(イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。)

ハ 当該特例による障害給付の受給権者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

3 第一項の場合において、老齢基礎年金の振替加算等の受給権者に対して更に老齢基礎年金の振替加算等(以下この項において「新老齢基礎年金の振替加算等」という。)を支給すべき事由が生じた場合であつて、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額が従前の老齢基礎年金の振替加算等の額より低いときは、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額は、第一項の規定にかかわらず、従前の老齢基礎年金の振替加算等の額に相当する額とする。

4 第一項の規定の適用を受けようとする者(同項第二号に掲げる者を除く。)の配偶者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、法律によつて組織された共済組合(第二十一条第六項、第五十六条第六項及び第六十八条第一項において「共済組合」という。)の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)であつた期間については、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団(第二十一条第六項及び第六十八条第一項において「共済組合等」という。)の確認を受けたところによる。

(老齢基礎年金の振替加算等の支給停止等の特例)

第十条 この法律の規定により支給する老齢又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者に係る老齢基礎年金の振替加算等の支給の停止及び支給の調整に関し必要な事項は、政令で定める。

(障害基礎年金の額の計算の特例)

第十一条 第六条第一項又は第七条第一項の規定により支給する障害基礎年金(以下この条において「特例による障害基礎年金」という。)の国民年金法第三十三条第一項又は第二項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

2 前項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率とする。

一 特例による障害基礎年金の受給権者の保険料納付済期間であつて政令で定めるものとその者の保険料免除期間であつて政令で定めるものとを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。)

三 当該特例による障害基礎年金の受給権者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

3 前二項の規定は、特例による障害基礎年金に係る国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算する額に相当する部分(以下この条において「障害基礎年金の加算」という。)の額について準用する。

4 第一項の規定による障害基礎年金の額は、その額が国民年金法第三十一条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害基礎年金(障害基礎年金の加算を除く。以下この項において同じ。)の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、従前の障害基礎年金の額に相当する額とする。

とする。

5 第三項において準用する第一項の規定による障害基礎年金の加算の額は、その額が国民年金法第三十一条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害基礎年金に係る障害基礎年金の加算の額より低いときは、第三項において準用する第一項の規定にかかわらず、従前の障害基礎年金の加算の額に相当する額とする。

6 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により障害基礎年金の加算の額を改定するときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「加算の額を同法第三十三条の二第三項の規定の例により改定した額より低いとき」と、「従前の障害基礎年金の加算の額」とあるのは「当該改定した額」とする。

(遺族基礎年金の額の計算の特例)

第十二条 第五条第一項、第六条第二項又は第八条の規定により支給する遺族基礎年金(第五条第一項の規定により支給する老齢基礎年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族基礎年金を含む。以下この条において「特例による遺族基礎年金」という。)の国民年金法第三十八条又は第三十九条の二第一項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

2 前項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率とする。

一 特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の保険料納付済期間とその者の保険料免除期間とを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間を除く。)

三 当該特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

3 前二項の規定は、特例による遺族基礎年金に国民年金法第三十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額について準用する。

4 第一項の規定による遺族基礎年金(当該遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の妻に支給されるものに限り、当該妻が当該遺族基礎年金の支給を受けることができることにより、被用者年金各法による死亡を支給事由とする年金たる給付に加算する額であつて政令で定めるものに相当する部分(以下この項において「遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等」という。)の支給が停止されている場合において、当該遺族基礎年金の額が当該遺族厚生年金等の中高齡寡婦加算等の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、当該遺族厚生年金等の中高齡寡婦加算等の額に相当する額とする。

(他の特例法の規定の適用を受ける国民年金法による給付等の額)

第十三条 この法律の規定により支給する国民年金法による給付等(同法による給付又は給付に加算する額に相当する部分をいう。以下この条において同じ。)の額は、社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴

う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年法律第七十七号）その他の政令で定める法律（以下「他の特例法」という。）の規定により支給する国民年金法による給付等（この法律の規定により支給する国民年金法による給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。）の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定（二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの）により支給する国民年金法による給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例

第十四条 第九条第四項の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく老齢基礎年金の振替加算等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第三章 厚生年金保険法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例

第十五条 厚生年金保険の適用事業所に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、厚生年金保険法第九条の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となし。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第五条の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受けるもの（第三号に掲げる者を除く。）

二 カナダの領域内において就労する者であつて、協定第五条の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受けるもの（次号に掲げる者を除く。）

三 第二十六条の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第三十八条の規定により地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第五十一条第一項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者

2 前項に規定する者の厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 保険給付等に関する特例

第一款 保険給付等の支給要件等に関する特例

（カナダ保険期間を有する者に係る老齢厚生年金等の支給要件等の特例）

第十六条 カナダ保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有し、かつ、厚生年金保険法による保険給付又は同法による保険給付に加算する額に相当する部分（以下「厚生年金保険法による保険給付等」という。）のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この条において「支給要件等に関する規定」という。）に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定（その者が当該支給要件等に関する規定に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさないものに限る。）を適用する場合においては、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを厚生年

金保険の被保険者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

- 一 老齢厚生年金
- 二 遺族厚生年金
- 三 特例老齢年金
- 四 特例遺族年金
- 五 厚生年金保険法第四十四条第一項（同法及び他の法令において準用する場合を含む。）の規定により老齢厚生年金に加算する加給年金額に相当する部分（以下「老齢厚生年金の加給」という。）

六 厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分（以下「遺族厚生年金の中高齢寡婦加算」という。）

七 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分（以下「遺族厚生年金の経過寡婦加算」という。）

（カナダ保険期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例）

第十七条 カナダ保険期間を有する者が、その者の傷病による障害について厚生年金保険法第四十七條第一項ただし書（同法第四十七條の二第二項、第四十七條の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）に該当するときは、同法第四十七條第一項ただし書の規定の適用については、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者

期間を有しないときは、この限りでない。

2 カナダ保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、その者の死亡について厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

（カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害厚生年金の支給要件等の特例）

第十八条 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法第四十七条第一項、第四十七條の二第一項又は第四十七條の三第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、厚生年金保険法第五十二条第四項又は第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

（カナダ保険期間中の死亡に係る遺族厚生年金の支給要件の特例）

第十九条 カナダ保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、カナダ保険期間中に死亡した場合は、厚生年金保険法第五十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該

当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 カナダ保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合（その者が厚生年金保険法第五十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く）は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合において、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 保険給付等の額の計算等に関する特例

（老齢厚生年金の加給等の額の計算の特例）

第二十条 第十六条の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等のうち次に掲げるものの額は、当該厚生年金保険法による保険給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による厚生年金保険法による保険給付等の額に期間比率を乗じて得た額（同条に規定する加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもののうち二以上に該当するときは、一の加算の要件に関する規定に該当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの）とする。

- 一 老齢厚生年金の加給
- 二 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算
- 三 遺族厚生年金の経過的寡婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の受給権者又は当該

厚生年金保険法による保険給付等の支給事由となつた死亡に係る者の厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第十六条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の額については、当該老齢厚生年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した月以後における厚生年金保険の被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

4 厚生年金保険の被保険者であつて、第十六条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、かつ、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した日の属する月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

5 厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を有し、かつ、同条第七項の規定により読み替えられた同法第四十四条第一項の規定及び第十六条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の

属する月前における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

（障害厚生年金の額の計算の特例）

第二十一条 第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により支給する障害厚生年金（以下この条及び次条において「特例による障害厚生年金」という。）の厚生年金保険法第五十条第一項又は第二項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、第四項第一号に掲げる期間の月数が三百月以上である場合は、この限りでない。

2 特例による障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第三項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

3 特例による障害厚生年金に係る厚生年金保険法第五十条の二第二項の規定により加算する加給年金額に相当する部分（第五項において「障害厚生年金の配偶者加給」という。）の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数（第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率とする。

一 特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日以後の期間（前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。）

三 当該特例による障害厚生年金の受給権者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものの特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法第四十八条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であつた期間については、当該共済組合等の確認を受けたところによる。

（遺族厚生年金の額の計算の特例）

第二十二条 第十七条第二項又は第十九条の規定により支給する遺族厚生年金（特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という。）の厚生年金保険法第六十条第一項第一号及び第二号イ並びに第四項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月以上である場合は、この限りでない。

2 特例による遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過

的寡婦加算の額は、厚生年金保険法第六十二条第一項又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する額に按分率を乗じて得た額とする。

3 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

三 当該特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

4 第十二条の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について準用する。

5 前条第六項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例)

第二十三条 老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する老齢、退職又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

(他の特例法の規定の適用を受ける厚生年金保険法による保険給付等の額)

第二十四条 この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額は、他の特例法の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等(この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例

第二十五条 第三十一条第六項(第三十二条第五項において準用する場合を含む。)、第四十三条第六項(第四十四条第五項において準用する場合を含む。)(又は第五十六条第六項(第五十七条第五項において準用する場合を含む。))の規定による確認(厚生年金保険の被保険者期間に係るものに限る。)に関する処分について不服がある者は、厚生年金保険法の定めるところにより、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して

再審査請求をすることができる。

2 第二十一条第六項(第二十二条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間に係る第二十一条第六項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく厚生年金保険法による保険給付等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第四章 国家公務員共済組合法関係

第一節 長期給付に関する規定の適用範囲に関する特例

第二十六条 国家公務員共済組合法(以下この章において「国共済法」という。)の長期給付に関する規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員(国共済法第二百二十四条の三、第二百二十五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員(国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該役員とみなされる者を含む。))を含む。)のうち、協定第五条の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

(カナダ保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第二十七条 カナダ保険期間及び国家公務員共済組合(国共済法第三条第一項に規定する国家公

務員共済組合をいう。以下同じ。)の組合員である期間(以下「国共済組合員期間」という。)を有し、かつ、国共済法による長期給付又は国共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分(以下「国共済法による長期給付等」という。)のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを国共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 退職共済年金

二 遺族共済年金

三 国共済法第七十八条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「国共済法の退職共済年金の加給」という。)

四 国共済法第九十条の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。)附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に加算す

る金額に相当する部分(以下「国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。)

2 前項の規定により国共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。

(カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)
第二十八条 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において国共済組合員期間を有するものは、国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

(カナダ保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)
第二十九条 カナダ保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、カナダ保険期間中に死亡した場合、国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 カナダ保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が国共済法第八十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(国共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)
第三十条 第二十七条第一項の規定により支給する国共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該国共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による国共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た額とする。

- 一 国共済法の退職共済年金の加給
- 二 国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算
- 三 国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる国共済法による長期給付等の受給権者又は当該国共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の国共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第二十七条第一項の規定により支給する国共

済法の退職共済年金の加給の額については、当該国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における国共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 国家公務員共済組合の組合員であつて、第二十七条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職(国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び国家公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた国共済法第七十八条第一項の規定及び第二十七条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(国共済法の障害共済年金の額の計算の特例)
第三十一条 第二十八条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。)の国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定によ

る金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額(第四項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に係る国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「国共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。)

三 当該特例による障害共済年金の受給権者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものの特例による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が国共

済法第八十五条第四項の規定によりその受給権が消滅した国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

(国共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)
第三十二条 第二十九条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ⁽¹⁾の規定による金額(第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、国共済法第九十条又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

三 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

4 第十二条の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

5 前条第六項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(国共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第三十三条 国共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事

由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。(他の特例法の規定の適用を受ける国共済法による長期給付等の額)

第三十四条 この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する国共済法による長期給付等(この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するとき、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する国共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例等

(国共済法の規定による審査請求の特例)

第三十五条 第九条第四項、第二十一条第六項(第二十二條第五項において準用する場合を含む。)(第二十六條第六項(第五十七條第五項において準用する場合を含む。))の規定による確認(国共済組合員期間に係るものに限る。)に關する処分について不服がある者は、国共済法の定めるところにより、国家公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができ、

2 第三十一条第六項(第三十二條第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の場合において、国共済組合員期間以外の期間に係る第三十一条第六項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく国

共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(国共済法の規定による審査請求の手続の特例)
第三十六条 国共済法第三十三条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、カナダ年金法令の規定により同種の請求を受理することとされているカナダ実施機関を経由してすることができる。

2 前項の場合における国共済法第三十三条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由したカナダ実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

(財務大臣の権限)

第三十七条 財務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ、

第五章 地方公務員等共済組合法關係

第一節 長期給付に関する規定の適用範圍に關する特例

第三十八条 地方公務員等共済組合法(以下この章において「地共済法」という。)の長期給付に關する規定は、地共済法第二条第一項第一号に規定する職員(地共済法第四百一条第一項及び第二項、第四百一条の二、第四百二十二條第一項並びに第四百四條の三第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。及び地共済法第四百四條第一項に規定する公庫等職員(同条

第二項に規定する継続長期組合員の資格を有する者に限る。のうち、協定第五条の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

(カナダ保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第三十九条 カナダ保険期間及び地方公務員共済組合(地共済法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。以下同じ。)の組合員である期間(以下「地共済組合員期間」という。)を有し、かつ、地共済法による長期給付又は地共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分(以下「地共済法による長期給付等」という。)のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを地共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

- 一 退職共済年金
- 二 遺族共済年金
- 三 地共済法第八十条第一項の規定により退職

共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「地共済法の退職共済年金の加給」という。)

四 地共済法第九十九条の三の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。)附則第二十九条第一項の規定により遺族共済年金に加算する額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の経過的事婦加算」という。)

2 前項の規定により地共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、地共済法附則第二十八条の十三第一項の規定は、適用しない。

(カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

第四十条 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において地共済組合員期間を有するものは、地共済法第八十四条第一項、第八十五条第一項又は第八十六条第一項の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、地共済法第八十九条第二項又は第九十二条第五項ただし書の規定の適用に

ついては、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

(カナダ保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第四十一条 カナダ保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、カナダ保険期間中に死亡した場合は、地共済法第九十九条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 カナダ保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が地共済法第九十九条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(地共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第四十二条 第三十九条第一項の規定により支給する地共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該地共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による地共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た金額とする。

一 地共済法の退職共済年金の加給

二 地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 地共済法の遺族共済年金の経過的事婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる地共済法による長期給付等の受給権者又は当該地共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の地共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第三十九条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の額については、当該地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における地共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 地方公務員共済組合の組合員であつて、第三十九条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職(地共済法第二十一条第一項第四号に規定する退職をいう。)したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び地方公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた地共済法第八十条第一項の規定及び第三十九条第一項の規

定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。
(地共済法の障害共済年金の額の計算の特例)

第四十三条 第四十条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。)の地共済法第八十七条第一項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額(第四項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一号に掲げる金額の同条第三項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に係る地共済法第八十八条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「地共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による障害共済年金の受給権者の被用

者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。)

三 当該特例による障害共済年金の受給権者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

5 特例による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が地共済法第九十条第五項の規定によりその受給権が消滅した地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち地共済組合員期間以外の期間については、社会保障庁長官(当該地共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

(地共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)

第四十四条 第四十一条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の地共済法第九十九条の二第一項第一号イの規定による金額は、同号イの

規定にかかわらず、同号イ(1)の規定による金額(第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、地共済法第九十九条の三又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

三 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

4 第十二条の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十二条第一

項及び第二項の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

5 前条第六項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(地共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第四十五条 地共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。
(他の特例法の規定の適用を受ける地共済法による長期給付等の額)

第四十六条 この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する地共済法による長期給付等(この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するとき)は、それぞれ計算した額のうち最も高いものにより支給する地共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例等
(地共済法の規定による審査請求の特例)

第四十七条 第九条第四項、第二十一条第六項(第二十二條第五項において準用する場合を含む。)又は第五十六條第六項(第五十七條第五項

において準用する場合を含む。の規定による確認（地共済組合員期間に係るものに限る。）に関する処分について不服がある者は、地共済法の定めるところにより、地方公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができる。

2 第四十三条第六項（第四十四条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の場合において、地共済組合員期間以外の期間に係る第四十三条第六項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく地共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

（地共済法の規定による審査請求の手續の特例）
第四十八條 地共済法第一百七十七條第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、カナダ年金法令の規定により同種の請求を受理することとされているカナダ実施機関を経由してすることができる。

2 前項の場合における地共済法第一百七十七條第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その經由したカナダ実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五條第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

（主務大臣の権限）

第四十九條 地共済法第四百四十四條の二十九第一項に規定する主務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、同項に定めるところにより地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

る。

（地方公務員共済組合連合会の事業）

第五十條 地方公務員共済組合連合会は、地共済法第三十八條の二に規定する事業のほか、協定に基づく連絡機関としての事業を行うものとする。

第六章 私立学校教職員共済法関係

第一節 長期給付に関する規定の適用範囲に関する特例

第五十一條 私立学校教職員共済法（以下この章において「私学共済法」という。）の長期給付に関する規定は、私学共済法第十四條第一項に規定する教職員等のうち、次の各号のいずれかに掲げるものには、適用しない。

- 一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第五條の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受けるもの
- 二 カナダの領域内において就労する者であつて、協定第五條の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受けるもの

2 私学共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける私学共済制度の加入者が、前項の規定によりその適用を受けない私学共済制度の加入者となつたときは、私学共済法の長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職（私学共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法（以下この章において「準用国共済法」という。）第二條第一項第四号に規定する退職をいう。第五十五條第四項において同じ。）をしたものとみなす。

3 第一項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済

制度の加入者の私学共済法による掛金の標準給与の月額及び標準賞与の額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程（私学共済法第四條第一項に規定する共済規程をいう。）で定める。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

（カナダ保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例）

第五十二條 カナダ保険期間及び私学共済法第七條第一項に規定する加入者期間（以下「私学共済加入者期間」という。）を有し、かつ、私学共済法による長期給付又は私学共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分（以下「私学共済法による長期給付等」という。）のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この項において「支給要件等に関する規定」という。）に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定（その者が当該支給要件等に関する規定に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。）を適用する場合においては、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを私学共済加入者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

- 一 退職共済年金
- 二 遺族共済年金
- 三 準用国共済法第七十八條第一項の規定による

り退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分（以下「私学共済法の退職共済年金の加給」という。）

四 準用国共済法第九十條の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分（以下「私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。）

五 私学共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八條第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分（以下「私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。）

2 前項の規定により私学共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、準用国共済法附則第十三條の十第一項の規定は、適用しない。

（カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例）

第五十三條 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において私学共済加入者期間を有するものは、準用国共済法第八十一條第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、準用国共済法第八十四條第二項又は第八十七條第四項ただし書の規定の適

用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であったものとみなす。

(カナダ保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第五十四条 カナダ保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、カナダ保険期間中に死亡した場合は、準用国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 カナダ保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が準用国共済法第八十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(私学共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第五十五条 第五十二条第一項の規定により支給する私学共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該私学共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による私学共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た額とする。

一 私学共済法の退職共済年金の加給
二 私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる私学共済法による長期給付等の受給権者又は当該私学共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の私学共済加入者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第五十二条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の額については、当該私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における私学共済加入者期間は、その算定の基礎としない。

4 私学共済制度の加入者であつて、第五十二条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職をしたとき(当該退職をした日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び私学共済制度の加入者の資格を取得したときを除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該退職をした日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 準用国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた準

用国共済法第七十八条第一項の規定及び第五十二条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(私学共済法の障害共済年金の額の計算の特例)

第五十六条 第五十三条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。)の準用国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる金額第四項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額とする。

2 特例による障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に係る準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「私学共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数で合算した月数(第一項の場合にあつては、当該

合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日(二以上の障害を給付事由とする障害共済年金にあつては、準用国共済法第八十二条第四項の規定の例による障害認定日)の属する月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

三 当該特例による障害共済年金の受給権者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

5 特例による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が準用国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権が消滅した私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち私学共済加入者期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該私学共済加入者期間以外の期間が共済組合の組合員であつた期間であるときは、当該共済組合)の確認を受けたところによる。

(私学共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)
第五十七条 第五十四条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の準用国共済法第八十九条

第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)に掲げる金額第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額とする。

2 特例による遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、準用国共済法第九十条又は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達

した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)三 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

4 第十二条の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

5 前条第六項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(私学共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第五十八条 私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

(他の特例法の規定の適用を受ける私学共済法による長期給付等の額)

第五十九条 この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する私学共済法による長期給付等(この法律の規定により支給する私学共済法

による長期給付等)同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する私学共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例等

(私学共済法の規定による審査請求の特例)

第六十条 第九條第四項、第二十一條第六項(第二十二條第五項において準用する場合を含む。)、第三十一條第六項(第三十二條第五項において準用する場合を含む。)(又は第四十三條第六項(第四十四條第五項において準用する場合を含む。))の規定による確認(私学共済加入者期間に係るものに限る。)(に關する処分について不服がある者は、私学共済法の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に対して審査請求をすることができ、

2 第五十六條第六項第五十七條第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の場合において、私学共済加入者期間以外の期間に係る第五十六條第六項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく私学共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(私学共済法の規定による審査請求の手續の特例)

第六十一条 私学共済法第三十六條第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、カナダ年金法令の規定により同種の請求を受理することとされているカナダ実施機関を経由して

することができ、

2 前項の場合における私学共済法第三十六條第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その經由したカナダ実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五條第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

(文部科学大臣の権限)

第六十二条 文部科学大臣は、協定及びこの法律を施行するため必要があるときは、日本私立学校振興・共済事業団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ、

第七章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整

(老齢給付の加給の支給の調整)

第六十三条 第十六條、第二十七條第一項、第三十九條第一項又は第五十二條第一項の規定により、同時に二以上の老齢厚生年金の加給、国共済法の退職共済年金の加給、地共済法の退職共済年金の加給又は私学共済法の退職共済年金の加給(以下この条において「老齢給付の加給」という。)の支給を受けることができる者については、国家公務員共済組合法第七十九條第七項(私立学校教職員共済法第二十五條において準用する場合を含む。)(及び地方公務員等共済組合法第八十一條第八項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。)(この場合において、当該最も高い老齢給付の加給が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の老齢給付の加給を支給

し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。 (二)以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例) 第六十四条 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該初診日において、当該傷病以外の傷病による障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権者である者に限る。)は、当該年金たる給付に係る被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第十八条第一項、第二十八条第一項、第四十条第一項又は第五十三条第一項の規定を適用する。	による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く。)は、当該障害認定日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第十八条第一項、第二十八条第一項、第四十条第一項又は第五十三条第一項の規定を適用する。ただし、その者が当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつては、その者を当該資格を喪失した日直前の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつても、同様とする。 (二)以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給要件の特例) 第六十五条 カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日がその一の期間中にある者に限る。)は、当該一の期間のみを有するものとみなして、第十九条第二項、第二十九条第二項、第四十一条第二項又は第五十四条第二項の規定を適用する。
3 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(前二項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法	用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(前項の規定により同一の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者がある場合における当該死亡に係る者を除く。)は、当該死亡した日直前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第十九条、第二十九条、第四十一条又は第五十四条の規定を適用する。ただし、その者の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあつては、当該死亡した者を当該資格を喪失した日直前の直近の資格を喪失した日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあつても、同様とする。 (遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整) 第六十六条 第十六条、第二十七条第一項、第三十九条第一項又は第五十二条第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算(以下この項に「遺族給付の中高齢寡婦加算」という。)の支給を受けることができる者は、国家公務員共済組合法第九十三条第二項(私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。)
2 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日がその一の期間中にある者に限る。)は、当該一の期間のみを有するものとみなして、第十九条第二項、第二十九条第二項、第四十一条第二項又は第五十四条第二項の規定を適用する。	及び地方公務員等共済組合法第九十九条の六第二項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の中高齢寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。 2 第十六条、第二十七条第一項、第三十九条第一項又は第五十二条第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過の寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算(以下この項において「遺族給付の経過の寡婦加算」という。)の支給を受けることができる者は、昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第四項(私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)及び昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第四項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の経過の寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過の寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の経過の寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の経過の寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過の寡婦加算の支給を停止する。

第八章 雑則

(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例)

第六十七條 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)第五條第二項(同法第三十二條第四項において準用する場合を含む。)の規定によるほか、カナダ年金法令の規定により同種の請求を受理することとされているカナダ実施機関を経由してすることができる。

一 国民年金法第一百條第一項

二 国民年金法附則第九條の三の二第五項

三 厚生年金保険法第九十條第一項

四 厚生年金保険法第九十一條

五 厚生年金保険法附則第二十九條第六項

2 前項の場合における社会保険審査官及び社会保険審査会法第四條若しくは第三十二條第二項の規定による審査請求の期間又は同條第一項の規定による再審査請求の期間の計算については、その經由したカナダ実施機関に審査請求書若しくは再審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時に、審査請求又は再審査請求があつたものとみなす。

(カナダ年金法令による申請等)

第六十八條 カナダ年金法令の規定により支給される年金たる給付その他の給付(第七十條において「カナダ年金」という。)の申請その他カナダ年金法令においてカナダ実施機関に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項において「カナダ年金法令による申請等」という。)を行おうとする者は、当該カナダ年金法令によ

る申請等に係る文書を日本国実施機関(社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等(国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合を除く。)に限る。)に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書をカナダ実施機関に送付するものとする。

2 カナダ年金法令においてカナダ実施機関に申し立てることとされている不服申立てを行おうとする者は、社会保険審査官若しくは社会保険審査会、国家公務員共済組合審査会、地方公務員共済組合審査会又は日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会(以下この項において「審査機関」という。)にその旨の文書を提出することができる。この場合において、当該審査機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書をカナダ実施機関に送付するものとする。

(情報の提供等)

第六十九條 日本国実施機関又は社会保険審査官若しくは社会保険審査会(次項において「日本側保有機関」という。)は、国民年金法若しくは被用者年金各法(以下この項及び第七十三條において「公的年金各法」という。)の被保険者若しくは被保険者であつた者、組合員若しくは組合員であつた者若しくは加入者若しくは加入者であつた者又は公的年金各法による年金たる給付の受給権者に関する情報であつてこの法律、公的年金各法その他関係法令の実施のために自らが保有するもの(以下この項において「保有情報」という。)を、保有情報の本人又はその遺族

の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限度において、協定第二條1(d)に規定するカナダの権限のある当局又はカナダ実施機関次項において「カナダ側保有機関」という。)に対して提供することができる。

2 日本側保有機関は、カナダ側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)、行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

(戸籍事項の無料証明)

第七十條 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)は、カナダ年金の受給権者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、カナダ年金法令の適用を受ける者、カナダ年金法令の適用を受けたことがある者又はカナダ年金の受給権者であつて日本国の国籍を有するものの戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(経過措置)

第七十一條 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

きる。

(実施命令)

第七十二條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令・総務省令・文部科学省令、総務省令、財務省令、文部科学省令又は厚生労働省令で定める。

(政令への委任)

第七十三條 前各条に規定するもののほか、公的年金各法による年金たる給付の支給要件、加算の要件及び額の計算並びにその支給の停止及び支給の調整に関する規定を適用する場合における必要な技術的読替えその他の協定及びこの法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第三十七條から第四十五條までの規定は、公布の日から施行する。

(施行日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に関する経過措置)

第二條 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、六十五歳を超える者であつて第五條第一項の規定により老齢基礎年金を受ける権利を取得したものに対する国民年金法第二十八條の規定の適用については、同條第一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過する日」と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「起算して一年を経過した」と、同條第二項中「六十六歳に達した」とあるの

は「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して一年を経過した」とする。

2 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「六十五歳に達した日において」とあるのは「社会保険に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行の日において」と、「当該六十五歳」とあるのは「その者が六十五歳」とする。

一 前項に規定する者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項

二 施行日において、カナダ保険期間を有し、かつ、六十五歳を超える者であつて老齢基礎年金の受給権を有しないもの 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害基礎年金の支給に関する経過措置)

第三条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日において、カナダ保険期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、保険料納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。次条及び附則第五条第一項において同じ。)又は保険料免除期間を有するときは、その者に、国民年金法第三十条第一項の障害基礎年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第六条第一項、同法第三十条第一項ただし書並びに昭和六

十年国民年金等改正法附則第二十条第一項及び第二十一条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件に該当しない場合は、この限りでない。

一 国民年金法第三十条第一項各号のいずれかに該当した者であること。

二 当該初診日が、カナダ保険期間中にある者であること。

2 第十一条第一項、第二項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害基礎年金の国民年金法第三十三条第一項又は第二項の規定による額について、第十一条第三項、第五項及び第六項の規定は当該障害基礎年金に同法第三十三条の二第一項の規定により加算する額について、それぞれ準用する。

3 前二項の規定は、同一の傷病による障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害基礎年金の支給)

第四条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(カナダ保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者に係るものに限り、)に係るこの法律及び他の法令による障害基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る遺族基礎年金の支給に関する経過措置)

第五条 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、カナダ保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の妻又は子に、国民年金法第三十七条の遺族基礎年金を支給する。ただし、当該国民年金の被保険者又は被保険者であつた者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限り、)が第六条第二項、同法第三十七条ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第二項及び第二十一条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該妻若しくは子が当該死亡した日から施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 国民年金の被保険者であるとき。

二 国民年金の被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるものであるとき。

三 国民年金の被保険者であつた者であつて、当該死亡した日が、カナダ保険期間中であるものであるとき。

四 第五条第一項、国民年金法第二十六条ただし書及び附則第九条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

2 国民年金法第十八条の二、第十八条の三及び第三十七条の二の規定は、前項の場合について準用する。

3 第十二条の規定は、第一項の規定により支給する遺族基礎年金の国民年金法第三十八条、第三十九条第一項又は第三十九条の二第一項の規定による額について準用する。

4 前三項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

5 第一項の規定による遺族基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日において六十歳以上である者の死亡に係る遺族基礎年金の支給)

第六条 カナダ保険期間及び国民年金の被保険者期間又は被用者年金被保険者等であつた期間を有し、かつ、大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて政令で定めるものが施行日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令による遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(旧国民年金法による通算老齢年金等の支給要件等の特例)

第七条 第五条第一項の規定は、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法(次条において「旧国民年金法」という。)による通算老齢年金について準用する。

第八条 旧国民年金法による障害年金(当該障害

年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたことにより昭和六十年国民年金等改正法附則第二十六条第一項の規定が適用されるものを除く。)を受けることができる者であつて、国民年金法第三十四条第四項及び第三十六条第二項ただし書に規定するその他障害に係る初診日がカナダ保険期間中にあるものは、同法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定の適用については、障害基礎年金の受給権者であつて、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当する者であつたものとみなす。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害厚生年金の支給に関する経過措置)

第九条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日において、カナダ保険期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、厚生年金保険の被保険者期間を有するときは、その者に、同条第一項の障害厚生年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第七十七条第一項、同法第四十七条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第一項及び第六十五条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者であること。

二 当該傷病に係る初診日が、カナダ保険期間中にある者であること。

2 第二十一条第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第一項又は第二項の規定による額について、第二十一条第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の同法第五十条第三項の規定による額について、第二十一条第三項から第六項までの規定は前項の規定により支給する障害厚生年金に同法第五十条の二第一項の規定により加算する額について、それぞれ準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害厚生年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害厚生年金の支給)

第十条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(カナダ保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による障害厚生年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する経過措置)

第十一条 厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者であつてカナダ保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当

したときは、その者の遺族に、厚生年金保険法第五十八条第一項の遺族厚生年金を支給する。ただし、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。)が第十七条第二項、同法第五十八条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第二項及び第六十五条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において厚生年金保険法第六十三条に規定する遺族厚生年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者(失踪の宣告を受けた厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、行方不明となつた当時厚生年金保険の被保険者であつたものを含む。)であるとき。

二 厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、当該死亡した日が、カナダ保険期間中にあるものであるとき(前号に該当するときを除く。)

三 厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、厚生年金保険の被保険者であつた間又はカナダ保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該初診日から起算して五年を経過していないものであるとき(前二号に該当するときを除く。)

四 第十六条、厚生年金保険法第四十二条第二号及び附則第十四条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たす者である

とき。

2 厚生年金保険法第五十九条及び第五十九条の二並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十二条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族厚生年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当し、同項第四号には該当しないものとみなす。

4 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金は厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金とみなし、第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金とみなす。

5 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、厚生年金保険法第六十二条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「その権利を取得した当時」とあるのは、「当該遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る死亡の日において」とする。

6 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「妻であつた者に限る」とあるのは、「妻であつた者であつて、当該厚生年金保

除の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時四十歳(当該死亡日が平成十九年四月一日前にある場合にあつては、三十五歳)以上であつたものに限る」とする。

7 第十六条(第一号から第五号までを除く。)の規定は、第一項第四号に該当することにより遺族厚生年金の支給を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項に規定する遺族厚生年金の経過の寡婦加算の加算の資格要件たる期間を満たさないものについて準用する。

8 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

- 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金の厚生年金保険法第六十条の規定による額
- 二十二条第一項、第三項及び第五項
- 二 第二項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過の寡婦加算の額
- 第二条第二項、第三項及び第五項
- 三 第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過の寡婦加算の額
- 第二十条第一項及び第二項
- 四 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により加算する額に相当する

部分の額 第十二条

五 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額

第十二条第一項及び第二項

9 前各項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

10 第一項の規定による遺族厚生年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族厚生年金の支給)

第十二条 カナダ保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は同日前に発した傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者その他の政令で定める者が施行日前に死亡した場合における遺族厚生年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(旧厚生年金保険法による保険給付の支給要件等の特例)

第十三条 第十六条の規定は、昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この条及び次条において「旧厚生年金保険法」という。)による次に掲げる保険給付について準用する。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有する

ものとされた旧厚生年金保険法による老齢年金(次項において「旧厚生年金保険法による老齢年金」という。)

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による通算老齢年金

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による特例老齢年金

2 前項の規定により支給する旧厚生年金保険法による老齢年金(旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号に掲げる額に相当する部分又は旧厚生年金保険法第四十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分に限る。)の額については、第二十条第一項及び第二項の規定を參照して政令で定めるところによる。

第十四条 旧厚生年金保険法による障害年金(その権利を取得した当時から引き続き旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害に係るは、同法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 施行日が郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)第六十六条の規定の施行の日以前である場合には、同条の規定の施行の日の前日までの間における第二十六条の規定の適用については、同条中「当該職員とみなされる者並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員(国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該役員とみなされる者を含む。）」とあるのは、「当該職員とみなされる者」とする。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の国共済法による障害共済年金の支給に關する経過措置)

第十六条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がカナダ保険期間中にある者(当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつた者を除く。))が、当該障害認定日において、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国家公務員共済組合法(以下この条から附則第二十条までにおいて「国共済法」という。))第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第三十一条第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定

による金額について、第三十一条第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第三十一条第三項から第六項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金に国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について、それぞれ準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る国共済法による障害共済年金の支給)

第十七条 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害カナダ保険期間及び国共済組合員期間を有する者に係るものに限る。に係るこの法律及び他の法令による国共済法による障害共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第十八条 国家公務員共済組合の組合員であつた者であつてカナダ保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において国家公務員共済組合

の組合員であつた場合を除く。)は、その者の遺族に、国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日まで間に於いて国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日がカナダ保険期間中にあるとき。

二 カナダ保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するものを除く。)

三 第二十七条第一項、国共済法第八十八条第一項第四号及び昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 国共済法第二条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十三条、第四十四条並びに第七十四条の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した国家公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が国共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は国共済法第八十八条

第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金とみなし、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第二十七条第一項(第一号から第三号までを除く。)の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、国共済法第九十条に規定する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の資格要件又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項に規定する国共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の国共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第三十二条第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の額 第三十二条第二項、第三項及び第五項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の額 第三十条第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第

一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給)

第十九条 カナダ保険期間及び国共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における国共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国共済法の規定による審査請求の手續の特例に関する経過措置)

第二十条 国共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する国共済法第百三条第一項の規定による審査請求については、第三十六条の規定は、適用しない。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の地共済法による障害共済年金の支給に関する経過措置)

第二十一条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がカナダ保険期間中にある者(当該初診日において地方公務員共済組合の組合員で

あつた者を除く。)が、当該障害認定日において、地共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により地方公務員等共済組合法(以下この条から附則第二十五条までにおいて「地共済法」という。)第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第四十三条第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項の規定による金額について、第四十三条第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一号に掲げる金額の同条第三項の規定による金額について、第四十三条第三項から第六項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金に地共済法第八十八条第一項の規定により加算する額について、それぞれ準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る地共済法による障害共済年金の支給)

第二十二條 病気にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(カナダ保険期間及び地共済組合員期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による

地共済法による障害共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第二十三條 地方公務員共済組合の組合員であつた者であつてカナダ保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において地方公務員共済組合の組合員であつた場合を除く。)は、その者の遺族に、地共済法第九十九条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において地共済法第九十九条の七に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日がカナダ保険期間中にあるとき。

二 カナダ保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するときは除く。)

三 第三十九条第一項、地共済法第九十九条第一項第四号並びに昭和六十年地共済改正法附則第十三条第一項、第三項及び第四項の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 地共済法第二条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十五条、第四十六条並びに第七十六条の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した地方公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が地共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は地共済法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金とみなし、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第三十九条第一項第一号から第三号までを除く。の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、地共済法第九十九条の三に規定する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項に規定する地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の地共済法第九十九条の二第一項第一号の規定による額 第四

十四條第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の額 第四十四條第二項、第三項及び第五項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算の額 第四十二條第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二條

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二條第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日による遺族共済年金の支給)

第二十四條 カナダ保険期間及び地共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における地共済法による遺族共済年金

の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(地共済法の規定による審査請求の手續の特例に関する経過措置)

第二十五条 地共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する地共済法第七十七条第一項の規定による審査請求については、第四十八条の規定は、適用しない。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の私学共済法による障害共済年金の支給に関する経過措置)

第二十六条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がカナダ保険期間中にある者(当該初診日において私学共済制度の加入者であつた者を除く。)が、当該障害認定日において、私学共済加入者期間を有し、かつ、当該傷病により私立学校教職員共済法(次条から附則第三十条までにおいて「私学共済法」という。)第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(以下この条及び附則第二十八条において「準用国共済法」という。)第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第五十六条第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額について、第五十六条第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定に

平成十八年四月十二日 参議院会議録第十五号

よる金額について、第五十六条第三項から第六項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金に準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について、それぞれ準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る私学共済法による障害共済年金の支給)

第二十七条 病気にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(カナダ保険期間及び私学共済加入者期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による私学共済法による障害共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

社会保険に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において準用国共済法第九十条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日がカナダ保険期間中にあるとき。

二 カナダ保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するものを除く。)

三 第五十二条第一項、準用国共済法第八十八条第一項第四号及び私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 準用国共済法第二十一条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十三条、第四十四条並びに第七十四条の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した私学共済制度の加入者であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が私学共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は準用国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに

該当することにより支給する遺族共済年金とみなし、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第五十二条第一項(第一号から第三号までを除く。)の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、準用国共済法第九十条に規定する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項に規定する私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の準用国共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第五十七条第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第五十七条第二項、第三項及び第五項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第五十五条第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条	行日前に行われたものに対する私学共済法第三十六条第一項の規定による審査請求については、第六十一条の規定は、適用しない。 (旧船員保険法による老齢年金等の支給要件等の特例)	年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)による通算対象期間その他の政令で定める期間に算入する。 一 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による老齢年金(第三項において「旧船員保険法による老齢年金」という。)	職務外の事由によるもの(その権利を取得した当時から引き続き旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日がカナダ保険期間中にあるものは、同法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。 (二)以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例に関する経過措置)
五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条第一項及び第二項 七 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。	第三十一条 カナダ保険期間及び昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下この条及び次条において「旧船員保険法」という。)による船員保険の被保険者であつた期間を有し、かつ、旧船員保険法又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五十五号。以下この項において「旧船員保険一部改正法」という。)による保険給付のうち次に掲げるものの支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という。)に規定する当該保険給付の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定(その者が当該支給要件規定に規定する旧船員保険法又は旧船員保険一部改正法による保険給付の受給資格要件たる期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算	二 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による通算老齢年金 三 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険一部改正法による特例老齢年金	第三十三条 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害(当該障害に係る障害認定日が施行日前にあるものに限る。)を有する者であつて、当該障害認定日において、当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給資格要件たる障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものについては、第六十四条中「第十八条第一項、第二十八条第一項、第四十条第一項又は第五十三条第一項」とあるのは、「附則第九条、第十六条、第二十一条又は第二十六条」と読み替えて同条の規定を準用する。
八 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。 (昭和六十一年四月一日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給) 第二十九条 カナダ保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における私学共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。 (私学共済法の規定による審査請求の手續の特例に關する経過措置) 第三十条 私学共済法の規定による処分のうち施	令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という。)に規定する当該保険給付の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定(その者が当該支給要件規定に規定する旧船員保険法又は旧船員保険一部改正法による保険給付の受給資格要件たる期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算	2 前項の規定により支給する老齢年金(旧船員保険法第三十五条第一号に規定する額に相当する部分又は旧船員保険法第三十六条第一項の規定により加給する額に相当する部分に限る。)の額は、同号又は同条第一項の規定にかかわらず、同号の規定による額又は同項の規定による額に期間比率を乗じて得た額とする。 3 前項の期間比率は、旧船員保険法による老齢年金の受給権者の船員保険の被保険者であつた期間であつて政令で定めるものの月数を、百八十で除して得た率とする。	第三十二条 旧船員保険法による障害年金のうち

(二)以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給要件の特例に関する経過措置)

第三十四条 カナダ保険期間中に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日が施行日前にあるものに限る。)については、第六十五条第二項中「第十九条、第二十九条、第四十一条又は第五十四条」とあるのは、「附則第十一条、第十八条、第二十三条又は第二十八条」と読み替えて同項の規定を準用する。

2 カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日が施行日前にあるものに限る。)については、第六十五条中「第十九条第二項、第二十九条第二項、第四十一条第二項又は第五十四条第二項」とあり、及び「第十九条、第二十九条、第四十一条又は第五十四条」とあるのは、「附則第十一条、第十八条、第二十三条又は第二十八条」と読み替えて同条の規定を準用する。

(遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整に関する経過措置)

第三十五条 第六十六条第一項の規定は、附則第三十一条第一項第四号、第十八条第一項第三号、

第二十三条第一項第三号又は第二十八条第一項第三号に該当することにより、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の支給を受けることができる者について準用する。

2 第六十六条第二項の規定は、附則第十一条第一項第四号、第十八条第一項第三号、第二十三条第一項第三号又は第二十八条第一項第三号に該当することにより、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過的寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の支給を受けることができる者について準用する。

(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例に関する経過措置)

第三十六条 国民年金法又は厚生年金保険法による処分のうち施行日前に行われたものに対する第六十七条第一項各号に掲げる規定による審査請求又は再審査請求については、同項の規定は、適用しない。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で

定める。

(社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第三十八条 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七十五条第四項中「について」の下に、「個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」を加える。

附則第六条中「大正十五年四月一日前」を「大正十五年四月一日以前」に改める。

(社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第三十九条 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十二年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「について」の下に、「個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」を加える。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号)の一部を次のように

改正する。

第四十四条のうち、社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十条第一項の改正規定中「第六十条第一項」を「第六十条第一項第一号若しくは第二号イ」に改める。

第四十四条の三のうち、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十五条第一項の改正規定中「第六十条第一項及び」を「第六十条第一項第一号及び第二号イ並びに」に改める。

第四十四条の四のうち、社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十五条第一項の改正規定中「第六十条第一項及び」を「第六十条第一項第一号及び第二号イ並びに」に改める。

第四十四条の五のうち、社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十四条第一項の改正規定中「第六十条第一項及び」を「第六十条第一項第一号及び第二号イ並びに」に改める。

(社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第四十一条 社会保障に関する日本国とアメリカ

合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条第二項中「について」の下に、「個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」を加える。

附則第六条中「大正十五年四月一日前」を「大正十五年四月一日以前」に改める。

(社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第四十二条 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「について」の下に、「個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」を加える。

(社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第四十三条 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「第五十八條第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同条第一項第

二号」を「同号」に、「前項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

第三十二条第二項中「第八十八條第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同条第一項第二号」を「同号」に、「前項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

第四十四条第二項中「第九十九條第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同条第一項第二号」を「同号」に、「前項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

第五十七條第二項中「第八十八條第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同条第一項第二号」を「同号」に、「前項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

第七十二条第二項中「について」の下に、「個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」を加える。

附則第六条中「大正十五年四月一日前」を「大正十五年四月一日以前」に改める。

附則第十二條第六項中「三十五歳」を「四十歳(当該死亡日が平成十九年四月一日前にある場合にあつては、三十五歳)」に改める。

(社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第四十四条 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十七年法律第六

十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「第五十八條第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同条第一項第二号」を「同号」に、「前項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

第三十一条第二項中「第八十八條第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同条第一項第二号」を「同号」に、「前項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

第四十三条第二項中「第九十九條第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同条第一項第二号」を「同号」に、「前項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

第五十六条第二項中「第八十八條第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同条第一項第二号」を「同号」に、「前項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

第七十一条第二項中「について」の下に、「個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」を加える。

附則第六条中「大正十五年四月一日前」を「大正十五年四月一日以前」に改める。

附則第十二條第六項中「三十五歳」を「四十歳(当該死亡日が平成十九年四月一日前にある場合にあつては、三十五歳)」に改める。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九十九条中「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十四条の改正規定を次のように改める。

第二十四条中「みなされる者」の下に「並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員(国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該役員職員とみなされる者を含む)」を加える。

第一百十五條中「社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第八條の改正規定を次のように改める。

第八條中「みなされる者」の下に「並びに同法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員(同法附則第二十条の七第一項の規定により当該役員職員とみなされる者を含む)」を加える。

第一百三十四條中「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十九條の改正規定を次のように改める。

第二十九條中「みなされる者」の下に「並び

に国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役職員(国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該役職員とみなされる者を含む。)]を加える。

第三百三十五条中社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第五条の改正規定を次のように改める。

第五条中「みなされる者」の下に「並びに同法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役職員(同法附則第二十条の七第一項の規定により当該役職員とみなされる者を含む。)]を加える。

第三百三十八条中社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十九条の改正規定を次のように改める。

第二十九条中「みなされる者」の下に「並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役職員(国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該役職員とみなされる者を含む。)]を加える。

第三百三十九条中社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十八条の改正規定を次のように改める。

第二十八条中「みなされる者」の下に「並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役職員(国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該役職員とみなされる者を含む。)]を加える。

審査報告書

消防組織法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年四月十一日

総務委員長 世耕 弘成
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、災害の多様化等に対応した市町村の消防の体制の整備及び確立を図るため、自主的な市町村の消防の広域化を推進しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。
一、消防庁長官が定める基本指針に基づき、都道

府県が消防広域化推進計画を策定するに当たっては、基礎自治体である市町村がまずその任に当たる市町村消防の原則を維持し、関係市町村等の意見を聴取するなど地域の実情を十分に踏まえ、市町村の自主性を損なわないようにすること。

二、市町村による広域消防運営計画の策定に当たっては、現場の消防職員に情報を開示し、意見の反映が図られるよう指導すること。

三、消防の広域化は、消防隊員等の増強、高度な消防資機材の整備、救急業務の専任化等、質の高い消防防災サービスを提供できる体制を確立し、住民の安心・安全をより充実するために行われるものであり、消防署の統廃合や消防職員の削減につながるのではないよう、消防の広域化の趣旨を周知徹底すること。

四、広域化された消防本部と市町村の防災部局との連携体制の確立を図るため、両者の連携の重要性、具体的方策について、適宜情報提供等を行うこと。また、広域化された常備消防と地域に密着した消防防災活動を行っている消防団や自主防災組織との連携強化を図ること。

五、広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費については、人的・物的確保に支障が生ずることのないよう、地方債をはじめ、所要の十分な財政的支援を講ずること。
右決議する。

消防組織法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成十八年三月十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

消防組織法の一部を改正する法律案

消防組織法の一部を改正する法律

消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次を削り、題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 国の行政機関(第二条―第五条)

第三章 地方公共団体の機関(第六条―第三十条)

第四章 市町村の消防の広域化(第三十一条―第三十五条)

第五章 各機関相互間の関係等(第三十六条―第五十二条)

附則

第一条に見出しとして「(消防の任務)」を付し、

同条中「因る」を「よる」に改め、「以て、その」を削る。

「第二章 国家機関」を「第二章 国の行政機関」に改める。

第二条に見出しとして「(消防庁)」を付する。

第三条に見出しとして「(消防庁長官)」を付する。

第四条に見出しとして「消防庁の任務及び所掌事務」を付し、同条第二項第十五号中「以下第十八条の二」を「第二十九条」に改め、同項に項番号を付する。 第五条に見出しとして「(教育訓練機関)」を付する。 第三章 自治体の機関を「第三章 地方公共団体の機関」に改める。 第六条に見出しとして「(市町村の消防に関する責任)」を付し、同条中「果すべき」を「果たすべき」に改める。 第七条に見出しとして「(市町村の消防の管理)」を付する。 第八条に見出しとして「(市町村の消防に要する費用)」を付する。 第九条に見出しとして「(消防機関)」を付し、同条中「左に」を「次に」に改める。 第十条を削る。 第十一条に見出しとして「(消防本部及び消防署)」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第十条とする。 第十二条に見出しとして「(消防職員)」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第十一条とする。 第十三条に見出しとして「(消防長)」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第十二条とする。 第十四条に見出しとして「(消防署長)」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第十三条とする。	同条第二項に項番号を付し、同条を第十三条とする。 第十四条の二に見出しとして「(消防職員の職務)」を付し、同条を第十四条とする。 第二十七条に見出しとして「(施行期日)」を付し、同条を附則第一条とする。 第二十八条から第三十条までを削る。 第三十一条に見出しとして「(恩給法等の準用)」を付し、同条第一項中「恩給法」の下に「(大正十二年法律第四十八号)」を加え、同条第二項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「同法」を削り、同項に項番号を付し、同条を附則第二条とする。 第三十二条から第三十五条までを削る。 第二十六条の三を削る。 第二十六条の二に見出しとして「(教育訓練の機会)」を付し、同条第二項に項番号を付し、本則中同条を第五十二条とする。 第二十六条に見出しとして「(消防学校等)」を付し、同条第一項中「除く外」を「除くほか」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「昭和二十二年法律第六十七号」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項及び同条第四項に項番号を付し、同条を第五十一条とする。 第二十五条の二に見出しとして「(国有財産等の無償使用)」を付し、同条を第五十条とする。 第二十五条に見出しとして「(国の負担及び補助)」を付し、同条第一項中「第二十四条の三第五項」を「第四十四条第五項」に改め、同条第二項中「第二十四条の四第二項」を「第四十五条第二項」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付し、同条を第四十九条とする。 第二十四条の七に見出しとして「(航空消防隊が支援のため出動した場合の連携)」を付し、同条を第四十八条とする。 第二十四条の六に見出しとして「(消防機関の職員が応援のため出動した場合の指揮)」を付し、同条を第四十七条とする。 第二十四条の五に見出しとして「(情報通信システムの整備等)」を付し、同条を第四十六条とする。 第二十四条の四に見出しとして「(緊急消防援助隊)」を付し、同条第二項から第五項までに項番号を付し、同条を第四十五条とする。 第二十四条の三に見出しとして「(非常事態における消防庁長官等の措置要求等)」を付し、同条第二項から第七項までに項番号を付し、同条を第四十四条とする。 第二十四条の二に見出しとして「(非常事態における都道府県知事の指示)」を付し、同条中「颱風」を「台風」に、「災害防製」を「災害の防御」に改め、同条を第四十三条とする。 第二十四条に見出しとして「(消防、警察及び関係機関の相互協力等)」を付し、同条第二項中「颱風」を「台風」に、「災害防製」を「災害の防御」に、同条を第四十二条とする。	「予め」を「あらかじめ」に、「これを行う」を「行う」に改め、同項に項番号を付し、同条を第四十二条とする。 第二十三条に見出しとして「(警察通信施設の使用)」を付し、同条を第四十一条とする。 第二十二条に見出しとして「(消防庁長官に対する消防統計等の報告)」を付し、同条を第四十条とする。 第二十一条に見出しとして「(市町村の消防の相互の応援)」を付し、同条第二項中「相互応援」を「相互の応援」に改め、同項に項番号を付し、同条を第三十九条とする。 第二十条の二に見出しとして「(都道府県知事の勧告、指導及び助言)」を付し、同条中「市町村に」を「市町村に対して」に改め、「市町村長又は市町村の消防長から要求があつた場合は、消防に関する事項について」を削り、「又は助言」を、「又は助言」に改め、同条を第三十八条とする。 第二十条に見出しとして「(消防庁長官の助言、勧告及び指導)」を付し、同条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第三十七条とする。 第十九条に見出しとして「(市町村の消防と消防庁長官等の管理との関係)」を付し、同条を第三十六条とし、同条の前に次の章名を付する。 第五章 各機関相互間の関係等 第四章の章名を削る。 第十八条の三に見出しとして「(都道府県の航空消防隊)」を付し、同条第二項及び第三項に項番号
--	---	---

を付し、第三章中同条を第三十条とし、同条の次に次の一章を加える。

第四章 市町村の消防の広域化

(市町村の消防の広域化)

第三十一条 市町村の消防の広域化(二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。以下この条において同じ。)を共同して処理することとする)又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

(基本指針)

第三十二条 消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防(以下「広域化後の消防」という。)の円滑な運営を確保するための基本的な指針(次項及び次条第一項において「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
- 三 次条第二項第三号及び第四号に掲げる事項に関する基準
- 四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

(推進計画及び都道府県知事の関与等)

第三十三条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画(以下この条において「推進計画」という。)を定めるものとする。

2 推進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 市町村の消防の現況及び将来の見通し
- 三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村(以下「広域化対象市町村」という。)の組合せ
- 四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
- 五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- 六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

六 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあつたときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

5 都道府県知事は、第三十八条の規定により、広域化対象市町村に対し、市町村の消防の広域化に関する協議の推進に必要措置を講じなければならない旨を勧告したときは、当該広域化対象市町村は、当該勧告に基づいて講じた措置について、都道府県知事に報告しなければならない。

6 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

(広域消防運営計画)
第三十四条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画(以下この条及び次条第二項において「広域消防運営計画」という。)を作成するものとする。

2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
二 消防本部の位置及び名称

三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の第二項の規定により協議会を設ける場合にあつては、当該協議会には、同法第二百五十二条の第三項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。

(国の援助等)

第三十五条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

2 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合せに基づき市町村の消防の広域化を行った場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第十八条の二に見出しとして「(都道府県の消防に関する所掌事務)」を付し、同条第八号中「相互応援」を「相互の応援」に改め、同条を第二十九条とする。

第十八条に見出しとして「特別区の消防への準用」を付し、同条中「ものの外」を「もののほか」に、「以て一の市とみなし」を「一の市とみなして」に改め、同条を第二十八条とする。

第十七条に見出しとして「特別区の消防の管理及び消防長の任命」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第二十七条とする。

第十六条に見出しとして「特別区の消防に関する責任」を付し、同条を第二十六条とする。

第十五条の八に見出しとして「非常勤消防団員に対する退職報償金」を付し、同条を第二十五条とする。

第十五条の七に見出しとして「非常勤消防団員に対する公務災害補償」を付し、同条第一項中「因り」を「より」に、「因る」を「よる」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条を第二十四条とする。

第十五条の六に見出しとして「消防団員の身分取扱い等」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第二十三条とする。

第十五条の五に見出しとして「消防団員の任命」を付し、同条を第二十二条とする。

第十五条の四に見出しとして「消防団員の職務」を付し、同条を第二十一条とする。

第十五条の三に見出しとして「消防団長」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第二十条とする。

第十五条の二に見出しとして「消防団員」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第十九条とする。

第十五条に見出しとして「消防団」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付し、同条を第十八条とする。

第十四条の五に見出しとして「消防職員委員会」を付し、同条第二項から第四項までに項番号を付し、同条を第十七条とする。

第十四条の四に見出しとして「消防職員の身分取扱い等」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第十六条とする。

第十四条の三に見出しとして「消防職員の任命」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第十五条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の消防組織法(以下「新法」という。)第六

条第二項に規定する消防庁の定める基準に適合する消防長の階級を定めている新法第三十三条第二項第三号に規定する広域化対象市町村が

同号の組合せに基づき新法第三十一条に規定する市町村の消防の広域化(以下この条において「広域化」という。)を行った場合には、当

該広域化が行われた後の消防事務を処理する市町村は、新法第十六条第二項の規定にかかわらず、当該市町村の規則で、当該広域化が行われた日の前日に消防長であった者が当該市町村の消防吏員でなくなる日までの間、当該消防長であつた者が従前用いていた階級を用いることができる旨の特例を定めることができる。

(消防法の一部改正)

第三条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第八項中「第十八条の三第三項」を「第三十条第三項」に改める。

第三十条の二中「第十八条の三第一項」を「第三十条第一項」に改める。

第三十五条の八第二項中「第二十一条」を「第三十九条」に改める。

(電波法の一部改正)

第四条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第百三条の二第二項第二号中「第十八条」を「第二十八条」に改める。

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第五条 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「第十五条の七第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

(消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正)

第六条 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条の七第一項」を「第二十四条第一項」に、「第十五条の八」を「第二十五条」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第七条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十七号中「第三十一条」を「附則第二条」に改める。

投票者氏名

日程第一 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件

賛成者氏名

二二五名

阿部 正俊君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君
浅野 勝人君	荒井 正吾君
有村 治子君	泉 信也君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩永 浩美君	小野 清子君
尾辻 秀久君	大仁田 厚君

太田 豊秋君	岡田 直樹君	中村 博彦君	二之湯 智君	加藤 敏幸君	神本美恵子君	山根 隆治君	蓮 舩君
岡田 広君	荻原 健司君	西島 英利君	西田 吉宏君	喜納 昌吉君	北澤 俊美君	和田ひろ子君	若林 秀樹君
加治屋義人君	加納 時男君	西銘順志郎君	野上浩太郎君	工藤堅太郎君	黒岩 宇洋君	渡辺 秀央君	荒木 清寛君
狩野 安君	景山俊太郎君	野村 哲郎君	南野知恵子君	郡司 彰君	小林 正夫君	魚住裕一郎君	浮島とも子君
柏村 武昭君	片山虎之助君	橋本 聖子君	林 芳正君	小林 元君	輿石 東君	加藤 修一君	風間 昶君
川口 順子君	河合 常則君	福島啓史郎君	藤井 基之君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	草川 昭三君	木庭健太郎君
木村 仁君	岸 宏一君	藤野 公孝君	保坂 三蔵君	佐藤 雄平君	芝 博一君	澤 雄二君	白浜 一良君
岸 信夫君	北岡 秀二君	真鍋 賢二君	舩添 要一君	下田 敦子君	主濱 了君	高野 博師君	谷合 正明君
北川イツセイ君	杵掛 哲男君	松田 岩夫君	松村 祥史君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君	遠山 清彦君	西田 実仁君
倉田 寛之君	小池 正勝君	松村 龍二君	松山 政司君	田名部匡省君	高嶋 良充君	浜田 昌良君	浜四津敏子君
小泉 昭男君	小泉 顕雄君	三浦 一水君	水落 敏栄君	高橋 千秋君	谷 博之君	弘友 和夫君	福本 潤一君
小齊平敏文君	小林 温君	溝手 顕正君	森元 恒雄君	千葉 景子君	ツルギ マル子君	松 あきら君	山口那津男君
後藤 博子君	鴻池 祥肇君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君	津田弥太郎君	辻 泰弘君	山下 栄一君	山本 香苗君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	山崎 力君	山崎 正昭君	富岡由紀夫君	那谷屋正義君	山本 保君	渡辺 孝男君
坂本由紀子君	櫻井 新君	山下 英利君	山谷えり子君	内藤 正光君	直嶋 正行君	鰐淵 洋子君	井上 哲土君
清水嘉与子君	椎名 一保君	山本 一太君	山本 順三君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君	市田 忠義君	緒方 靖夫君
陣内 孝雄君	末松 信介君	吉田 博美君	吉村剛太郎君	白 眞勲君	林 久美子君	紙 智子君	小池 晃君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	若林 正俊君	脇 雅史君	平田 健二君	平野 達男君	小林美恵子君	大門実紀史君
関口 昌一君	関谷 勝嗣君	足立 信也君	浅尾慶一郎君	広田 一君	広中和歌子君	仁比 聡平君	吉川 春子君
田浦 直君	田中 直紀君	朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	広野ただし君	福山 哲郎君	大田 昌秀君	近藤 正道君
田村 公平君	田村耕太郎君	家西 悟君	池口 修次君	藤末 健三君	藤本 祐司君	福島みずほ君	淵上 貞雄君
伊達 忠一君	竹中 平蔵君	大塚 直史君	今泉 昭君	藤原 正司君	前川 清成君	又市 征治君	荒井 広幸君
竹山 裕君	武見 敬三君	岩本 司君	江田 五月君	松井 孝治君	松岡 徹君	亀井 郁夫君	長谷川憲正君
谷川 秀善君	段本 幸男君	小川 勝也君	小川 敏夫君	円 より子君	水岡 俊一君	糸数 慶子君	木俣 佳丈君
常田 享詳君	鶴保 庸介君	尾立 源幸君	大石 正光君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君	角田 義一君	
中川 雅治君	中川 義雄君	大江 康弘君	大久保 勉君	築瀬 進君	柳澤 光美君		
中島 啓雄君	中原 爽君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君	柳田 稔君	山下八洲夫君		

反対者氏名

○名

日程第二 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正
する法律案(内閣提出)

賛成者氏名 二二四名

阿部 正俊君	愛知 治郎君	青木 幹雄君	秋元 司君	浅野 勝人君	荒井 正吾君	有村 治子君	泉 信也君	岩井 國臣君	岩城 光英君	岩永 浩美君	小野 清子君	尾辻 秀久君	大仁田 厚君	岡田 直樹君	荻原 健司君	加治屋義人君	加納 時男君	狩野 安君	景山俊太郎君	柏村 武昭君	片山虎之助君	河合 常則君	川口 順子君	岸 宏一君	木村 仁君	岸 信夫君	北岡 秀二君	倉田 寛之君	北川イッセイ君	小池 正勝君	小泉 昭男君	小泉 顕雄君	小齊平敏文君	小林 温君	後藤 博子君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	坂本由紀子君	櫻井 新君	清水嘉与子君	椎名 一保君	陣内 孝雄君	末松 信介君	鈴木 政二君	世耕 弘成君	関口 昌一君
--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

関谷 勝嗣君	田中 直紀君	田村耕太郎君	竹中 平蔵君	武見 敏三君	段本 幸男君	鶴保 庸介君	中川 義雄君	中原 爽君	二之湯 智君	西田 吉宏君	野上浩太郎君	南野知恵子君	林 芳正君	藤井 基之君	保坂 三蔵君	舩添 要一君	松村 祥史君	松山 政司君	水落 敏栄君	森元 恒雄君	山内 俊夫君	山崎 正昭君	山谷えり子君	山本 順三君	吉村剛太郎君	脇 雅史君	浅尾慶一郎君	田浦 直君	田村 公平君	伊達 忠一君	竹山 裕君	谷川 秀善君	常田 享詳君	中川 雅治君	中島 啓雄君	中村 博彦君	西島 英利君	西銘順志郎君	野村 哲郎君	橋本 聖子君	福島啓史郎君	藤野 公孝君	藤野 賢二君	真鍋 賢二君	松田 岩夫君	松村 龍二君	三浦 一水君	溝手 顕正君	矢野 哲朗君	山崎 力君	山下 英利君	山本 一太君	吉田 博美君	若林 正俊君	足立 信也君	朝日 俊弘君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

伊藤 基隆君	池口 修次君	今泉 昭君	江田 五月君	小川 敏夫君	大石 正光君	大久保 勉君	岡崎トミ子君	神本美恵子君	北澤 俊美君	黒岩 宇洋君	小林 正夫君	奥石 東君	佐藤 道夫君	芝 博一君	主濱 了君	鈴木 寛君	高嶋 良充君	谷 博之君	シキン マルティ君	辻 泰弘君	那谷屋正義君	直嶋 正行君	羽田雄一郎君	林 久美子君	平野 達男君	広中和歌子君	福山 哲郎君	家西 悟君	犬塚 直史君	岩本 司君	小川 勝也君	尾立 源幸君	大江 康弘君	大塚 耕平君	加藤 敏幸君	喜納 昌吉君	工藤堅太郎君	郡司 彰君	小林 元君	佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	下田 敦子君	榛葉賀津也君	田名部匡省君	高橋 千秋君	千葉 景子君	津田弥太郎君	富岡由紀夫君	内藤 正光君	西岡 武夫君	白 眞勲君	平田 健二君	広田 一君	広野ただし君	藤末 健三君
--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	-------	-------	--------	-------	-----------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------

藤本 祐司君	前川 清成君	松岡 徹君	水岡 俊一君	森 ゆうこ君	柳澤 光美君	山下八洲夫君	蓮 舫君	若林 秀樹君	荒木 清寛君	浮島とも子君	風間 昶君	木庭健太郎君	白浜 一良君	谷合 正明君	西田 実仁君	浜四津敏子君	福本 潤一君	山口那津男君	山本 香苗君	渡辺 孝男君	井上 哲士君	緒方 靖夫君	小池 晃君	大門実紀史君	吉川 春子君	近藤 正道君	瀧上 貞雄君	藤原 正司君	松井 孝治君	円より子君	峰崎 直樹君	築瀬 進君	柳田 稔君	山根 隆治君	和田ひろ子君	渡辺 秀央君	魚住裕一郎君	加藤 修一君	草川 昭三君	澤 雄二君	高野 博師君	遠山 清彦君	浜田 昌良君	弘友 和夫君	松 あきら君	山下 栄一君	山本 保君	鰐淵 洋子君	市田 忠義君	紙 智子君	小林美恵子君	仁比 聡平君	大田 昌秀君	福島みずほ君	又市 征治君
--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------

荒井 広幸君 亀井 郁夫君
長谷川憲正君 糸数 慶子君
木俣 佳丈君 角田 義一君

反対者氏名

○名

日程第三 社会保障に関する日本国とカナダとの
間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等
に関する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

二二五名

阿部 正俊君 愛知 治郎君
青木 幹雄君 秋元 司君
浅野 勝人君 荒井 正吾君
有村 治子君 泉 信也君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩永 浩美君 小野 清子君
尾辻 秀久君 大仁田 厚君
太田 豊秋君 岡田 直樹君
岡田 広君 荻原 健司君
加治屋義人君 加納 時男君
狩野 安君 景山俊太郎君
柏村 武昭君 片山虎之助君
川口 順子君 河合 常則君
木村 仁君 岸 宏一君
岸 信夫君 北岡 秀二君
北川イッセイ君 沓掛 哲男君
倉田 寛之君 小池 正勝君
小泉 昭男君 小泉 顕雄君

小斉平敏文君 小林 温君
後藤 博子君 鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君
坂本由紀子君 櫻井 新君
清水嘉与子君 椎名 一保君
陣内 孝雄君 末松 信介君
鈴木 政二君 世耕 弘成君
関口 昌一君 関谷 勝嗣君
田浦 直君 田中 直紀君
田村 公平君 田村耕太郎君
伊達 忠一君 竹中 平蔵君
竹山 裕君 武見 敬三君
谷川 秀善君 段本 幸男君
常田 享詳君 鶴保 庸介君
中川 雅治君 中川 義雄君
中島 啓雄君 中原 爽君
中村 博彦君 二之湯 智君
西島 英利君 西田 吉宏君
西銘順志郎君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 南野知恵子君
橋本 聖子君 林 芳正君
福島啓史郎君 藤井 基之君
藤野 公孝君 保坂 三蔵君
真鍋 賢二君 舩添 要一君
松田 岩夫君 松村 祥史君
松村 龍二君 松山 政司君
三浦 一水君 水落 敏栄君
溝手 顕正君 森元 恒雄君

矢野 哲朗君 山内 俊夫君
山崎 力君 山崎 正昭君
山下 英利君 山谷えり子君
山本 一太君 山本 順三君
吉田 博美君 吉村剛太郎君
若林 正俊君 脇 雅史君
足立 信也君 浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
家西 悟君 池口 修次君
犬塚 直史君 今泉 昭君
岩本 司君 江田 五月君
小川 勝也君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大石 正光君
大江 康弘君 大久保 勉君
大塚 耕平君 岡崎トミ子君
加藤 敏幸君 神本美恵子君
喜納 昌吉君 北澤 俊美君
工藤堅太郎君 黒岩 宇洋君
郡司 彰君 小林 正夫君
小林 元君 奥石 東君
佐藤 泰介君 佐藤 道夫君
佐藤 雄平君 芝 博一君
下田 敦子君 主濱 了君
榎葉賀津也君 鈴木 寛君
田名部匡省君 高嶋 良充君
高橋 千秋君 谷 博之君
千葉 景子君 シルシマルイ君
津田弥太郎君 辻 泰弘君

富岡由紀夫君 那谷屋正義君
内藤 正光君 直嶋 正行君
西岡 武夫君 羽田雄一郎君
白 眞勲君 林 久美子君
平田 健二君 平野 達男君
広田 一君 広中和歌子君
広野ただし君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤本 祐司君
藤原 正司君 前川 清成君
松井 孝治君 松岡 徹君
円 より子君 水岡 俊一君
峰崎 直樹君 森 ゆうこ君
築瀬 進君 柳澤 光美君
柳田 稔君 山下八洲夫君
山根 隆治君 蓮 舫君
和田ひろ子君 若林 秀樹君
渡辺 秀央君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 浮島とも子君
加藤 修一君 風間 昶君
草川 昭三君 木庭健太郎君
澤 雄二君 白浜 一良君
高野 博師君 谷合 正明君
遠山 清彦君 西田 実仁君
浜田 昌良君 浜四津敏子君
弘友 和夫君 福本 潤一君
松 あきら君 山口那津男君
山下 栄一君 山本 香苗君
山本 保君 渡辺 孝男君

反対者氏名		賛成者氏名	
○名		二一五名	
日程第四 消防組織法の一部を改正する法律案 (内閣提出)		阿部 正俊君 愛知 治郎君	
青木 幹雄君 秋元 司君		浅野 勝人君 荒井 正吾君	
有村 治子君 泉 信也君		岩井 國臣君 岩城 光英君	
岩永 浩美君 小野 清子君		尾辻 秀久君 大仁田 厚君	
太田 豊秋君 岡田 直樹君		岡田 広君 荻原 健司君	
加治屋義人君 加納 時男君		狩野 安君 景山俊太郎君	
鰐淵 洋子君 井上 哲士君		市田 忠義君 緒方 靖夫君	
紙 智子君 小池 晃君		小林美恵子君 大門実紀史君	
仁比 聡平君 吉川 春子君		大田 昌秀君 近藤 正道君	
福島みずほ君 洲上 貞雄君		又市 征治君 荒井 広幸君	
亀井 郁夫君 長谷川憲正君		糸数 慶子君 木俣 佳丈君	
角田 義一君		柏村 武昭君 片山虎之助君	
		川口 順子君 河合 常則君	
		木村 仁君 岸 宏一君	
		岸 信夫君 北岡 秀二君	
		北川イッセイ君 倉田 寛之君	
		小泉 昭男君 小池 正勝君	
		小齊平敏文君 小林 温君	
		後藤 博子君 鴻池 祥肇君	
		佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君	
		坂本由紀子君 櫻井 新君	
		清水嘉与子君 椎名 一保君	
		陣内 孝雄君 末松 信介君	
		鈴木 政二君 世耕 弘成君	
		関口 昌一君 関谷 勝嗣君	
		田浦 直君 田中 直紀君	
		田村 公平君 田村耕太郎君	
		伊達 忠一君 竹山 裕君	
		武見 敬三君 谷川 秀善君	
		段本 幸男君 常田 享詳君	
		鶴保 庸介君 中川 雅治君	
		中川 義雄君 中島 啓雄君	
		中原 爽君 中村 博彦君	
		二之湯 智君 西島 英利君	
		西田 吉安君 西銘順志郎君	
		野上浩太郎君 野村 哲郎君	
		南野知恵子君 橋本 聖子君	
		林 芳正君 福島啓史郎君	
		藤井 基之君 藤野 公孝君	
		保坂 三蔵君 真鍋 賢二君	
		舛添 要一君 松田 岩夫君	
		松村 祥史君 松村 龍二君	
		松山 政司君 三浦 一水君	
		水落 敏栄君 溝手 顕正君	
		森元 恒雄君 矢野 哲朗君	
		山内 俊夫君 山崎 力君	
		山崎 正昭君 山下 英利君	
		山谷えり子君 山本 一太君	
		山本 順三君 吉田 博美君	
		吉村剛太郎君 若林 正俊君	
		脇 雅史君 足立 信也君	
		浅尾慶一郎君 朝日 俊弘君	
		伊藤 基隆君 家西 悟君	
		池口 修次君 犬塚 直史君	
		今泉 昭君 岩本 司君	
		江田 五月君 小川 勝也君	
		小川 敏夫君 尾立 源幸君	
		大石 正光君 大江 康弘君	
		大久保 勉君 大塚 耕平君	
		岡崎トミ子君 加藤 敏幸君	
		神本美恵子君 喜納 昌吉君	
		北澤 俊美君 工藤堅太郎君	
		黒岩 宇洋君 郡司 彰君	
		小林 正夫君 小林 元君	
		奥石 東君 佐藤 泰介君	
		佐藤 道夫君 佐藤 雄平君	
		芝 博一君 下田 敦子君	
		主演 了君 榎葉賀津也君	
		鈴木 寛君 田名部匡省君	
		高嶋 良充君 高橋 千秋君	
		谷 博之君 千葉 景子君	
		ツルキンマルテ君 津田弥太郎君	
		辻 泰弘君 富岡由紀夫君	
		那谷屋正義君 内藤 正光君	
		直嶋 正行君 西岡 武夫君	
		羽田雄一郎君 白 眞勲君	
		林 久美子君 平田 健二君	
		平野 達男君 広田 一君	
		広中和歌子君 広野ただし君	
		福山 哲郎君 藤末 健三君	
		藤本 祐司君 藤原 正司君	
		前川 清成君 松井 孝治君	
		松岡 徹君 円 より子君	
		水岡 俊一君 峰崎 直樹君	
		森 ゆうこ君 築瀬 進君	
		柳澤 光美君 柳田 稔君	
		山下八洲夫君 山根 隆治君	
		蓮 舫君 和田ひろ子君	
		若林 秀樹君 渡辺 秀央君	
		荒木 清寛君 魚住裕一郎君	
		浮島とも子君 加藤 修一君	
		風間 昶君 草川 昭三君	
		木庭健太郎君 澤 雄二君	
		白浜 一良君 高野 博師君	

反对者氏名

九名

谷合 正明君	遠山 清彦君
西田 実仁君	浜田 昌良君
浜四津敏子君	弘友 和夫君
福本 潤一君	松 あきら君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 保君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
大田 昌秀君	近藤 正道君
福島みずほ君	淵上 貞雄君
又市 征治君	荒井 広幸君
亀井 郁夫君	長谷川憲正君
糸数 慶子君	木俣 佳丈君
角田 義一君	
井上 哲士君	市田 忠義君
緒方 靖夫君	紙 智子君
小池 晃君	小林美恵子君
大門実紀史君	仁比 聡平君
吉川 春子君	

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
二二〇円	二二〇円